

決算審査特別委員会（経建）会議録

招 集 年 月 日	令和 3年 9月24日（金）			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前 9時00分	委 員 長	石 井 孝 昭
	閉 会	午後 3時31分	副委員長	丸 山 わ き 子
委員の氏名 及 び 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	石 井 孝 昭	出	小 菅 耕 二	出
	丸 山 わ き 子	出	角 麻 子	出
	林 政 男	出	小 澤 孝 延	出
	京 増 藤 江	出	山 田 雅 士	出
	加 藤 弘	出	小 川 喜 敬	出
	小 高 良 則	出	新 見 準	出
	山 口 孝 弘	出	木 内 文 雄	出
	桜 田 秀 雄	出	栗 林 澄 恵	出
	木 村 利 晴	出	小 向 繁 展	欠
委員外議員	議長 鈴木 広美	出	監査に関わった議員 林 修三	出
委員会に出席した	事務局長 日野原 広志		副主幹 須賀澤 勲	
事務局職員職氏名	主 査 渋谷 佳子		主 査 嘉瀬 順子	
八街市議会委員会条例	別紙のとおり			
第18条の規定により				
説明のため出席した者				
の職氏名				
議 題	別紙日程表のとおり			

○石井委員長

皆さん、おはようございます。

本日、決算審査第2日目、経済建設常任委員会に所管する事項の審査に入らせていただきます。執行部の皆様、そして委員の皆様には、適切な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

22日に引き続き、特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は17名です。委員定数の半数に達しておりますので、この委員会は成立いたしました。

日程に入る前に報告をいたします。

本日の欠席の届出が、小向繁展委員からございました。

以上で報告を終わります。

本日は22日に引き続き議案第8号、令和2年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号、令和2年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第13号、令和2年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とし、経済建設常任委員会所管事項の審査を行います。

委員の皆様申し上げます。

質疑は議事運営の能率を図る上から、決算書等の内容に沿って、ページ数を明示した上で、内容を明解にして質問されますよう、お願いいたします。

また、本特別委員会の発言時は、ご自身でマイクのスイッチを押して、赤に点灯してから発言をお願いいたします。発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して消灯させてください。

審査の順番は、お手元に配付の決算審査特別委員会審査予定表により行います。

これからの審査についてあらかじめ申し上げます。

経済建設常任委員1人当たりの1回の質疑時間は答弁を含めて20分程度とし、交代制を導入して行います。また、委員外委員の質疑時間は常任委員会ごとに答弁を含め20分以内となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。時間は呼び鈴でお知らせいたします。

これより、審査順番1、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出4款衛生費1項5目から6目及び2項に関する事項、歳出4款衛生費1項5目から6目及び2項の審査を行います。

まず初めに、経済建設常任委員の質疑を許します。

発言の際は挙手の上、発言をお願いいたします。

○山田委員

それでは、決算書147ページ、説明書173ページ、不法投棄監視対策諸費についてお伺いいたします。

説明書を見ると、決算額が毎年増加している状況なのですが、これはあくまでも委託料の増加で、令和元年度と比較しますと、そういう状況になっていると思いますけども、年々委託

料が上がっているということによろしいでしょうか。

○塚本環境課長

今回は委託料が令和元年度より落札額が増えたことにより、決算額が増加していることが要因となっております。

○山田委員

どうしても、これは不法投棄というのは、必ずチェックしていかなければいけないものなので、どうしても毎年、このご時世ですと増加するかもしれませんが、しっかり予算を取ってやっていただければなと思います。

そして、事業の概要、成果のところ、令和2年度は週末夜間30回実施とあります。この30回というのは、令和元年度とも同じ数字の回数ではあるのですが、それに対して一般廃棄物が令和元年度は14件から令和2年度が23件、産業廃棄物が同じく1件から5件に増加している状況なのですが、この要因等はどのようになっていますでしょうか。

○塚本環境課長

一般廃棄物は新型コロナウイルス感染症拡大により、ステイホームの時間が長くなったことにより、各家庭の掃除の時間も長くなったということもあります。その旨で不要物が多く出たことで不法投棄が増えたことと考えております。

また、産業廃棄物については、やはり、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済状態の悪化により適正な処理をせずに不法投棄をしたことが原因と思われまます。

○山田委員

今のお話を聞くと、コロナの影響が考えられると。そのことよっての増ということで、非常に残念な状況ではあります。そうしますと、令和3年度も可能性としては同じような状況が起こり得るのかなということも推測されます。引き続き対策をしっかりやっていただければなと思います。

それでは、次に、決算書151ページ、説明書183ページ、クリーンセンター処分場管理運営費についてお伺いたします。

こちらは決算額を見ていきますと、どうしても年々増加している状況ではあります。その中で比較しますと、燃料費や光熱水費は減になっているという状況なんです。この要因に関しては、どのようになっていますでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

お答えいたします。

燃料費につきましては、令和元年度は台風被害がございました。その折に車輛等の運行が非常に多くなり、その分、燃料費が令和元年度は増えております。また、もう一つの要因といたしましては、原油価格の下落ということもありまして、使用料というよりも、価格自体が下がったことによって燃料費が下がっていると考えております。

次に、電気料金です。光熱水費なんですけれども、これは電気代になります。これにつきましても、大きく2つの要因がございます。

1つは燃料費調整額の下落、これは電力会社が発電する際に用いる燃料費等の調達コスト

に連動しており、平成31年度は年間平均で1キロワットアワー当たりマイナス1.49円でしたが、令和2年度はマイナス3.55円に下落しております。

もう一つは節電による使用電力量の削減が挙げられます。平成31年度と令和2年度を比較しますと、年間約11万6千キロワット、率にして約12パーセントの削減に成功しております。

燃料費調整額は外部的な要因になりますが、使用電力量につきましては、今まで以上の節電徹底や、さらに効率的な運転方法の研究等により、一層の経費削減に努めてまいります。

○山田委員

燃料費の価格等は、どうしても市場の動向とかがあるので、こちらでなかなかどうこうできるものではないのですが、特に先ほど答弁された量力量の部分に関しては、かなりの努力をされて経費削減につなげていただけているのかなと思います。引き続きご努力をよろしくお願いたします。

それでは、次に、事業の概要成果のところ、薬剤等消耗品費でそれぞれの項目に分かれて書かれているのですが、令和元年度と比較しますと、大体単純に量が増えている状況ではありますが、この金額の増は、やはり量の増ということになりますが、増えた要因に関してはどのようになっていますでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

薬剤につきましては、実はご存じのとおり、クリーンセンターも大分老朽化をしてきております。様々な機械に不具合が起こる可能性が十分あるんですけども、薬剤を供給するモーターが実は故障いたしまして、酸性ガスの中和に用いる消石灰やダイオキシン類を除去する活性炭系助剤の使用量が増加したことが主な要因でございます。

なお、通常より添加量が増加しておりますので、公害等の心配はございません。また、当該故障箇所につきましては、令和2年度中に修理を終えており、現在、薬剤使用量は通常の状態に復旧しております。

○山田委員

今の話を聞いて、公害が起きないような配慮をされたと、それと、令和3年度からは通常量に戻るということで、安心いたしました。

それでは、次に、説明書のその下の保守点検等の委託に関してなんですけども、こちらもほぼ金額がそれぞれ増加している状況になっています。こちらの方も増加の状況をお知らせいただければと思います。

○土屋クリーン推進課長

まず、焼却処理施設保守点検業務の増額理由、本業務は焼却設備や排ガス設備、公害監視設備などを点検する業務でございます。今回の増額理由でございますが、前年度の保守点検結果や運転管理委託業者等の意見を参考に、飛灰を捕集するバグフィルター制御装置の更新に530万円、排ガスが通過するクリーンルームの塗装に約240万円、ガス冷却設備ノズル交換に約240万円を追加したことによる増額でございます。

ボイラー点検整備業務の増額につきましては、本業務は労働安全衛生法に基づく法定検査

でございます。今回の増額理由でございますが、ボイラー及び圧力容器規則に定める検査基準にのっとり、肉厚2.3ミリ以下となる水管27本を更新したことによる増額でございます。

以上でございます。

○山田委員

ありがとうございます。こういった保守点検業務は欠かせないものではありますので、必要なことに関しては、しっかり予算を取ってやっていただければと思います。

それでは、次に、決算153ページ、説明書186ページ、リサイクル推進費についてお伺いいたします。

事業の概要成果のところ、奨励金を交付する団体が令和2年度は49団体とあります。令和元年度は51団体、そこから2団体減ったの奨励金の減というのが決算の額の大きな令和元年度との大きな違いなるのかなと思います。団体が減った状況に関して担当課としてはどのように捉えていますでしょうか。

○土屋クリーン推進課長

我々としても資源回収団体については力を入れておるつもりですけれども、やはり、一番要因といたしましては、高齢化、今回、2つの団体が抜けているんですけれども、それは以前から町内会単位の中でやっていたものが高齢化によって、もうできないと、そのような関係があります。

また、昨年度はコロナウイルスの関係がありまして、かなりの期間、どうしてもできないという期間がありました。それによって、もちろん量も減少したんですけども、その期間の中で皆さんでいろいろ話し合っ、辞めたという決断をされた団体がございます。

我々としていたしましては、市民に対してリサイクルの意識、ごみではなくて再資源化という意識を付けることは非常に重要なことだと思っておりますので、これからも様々な工夫、いろいろな工夫をしながら、減らさない、また1つでも多くの団体がやっていただけるようにしむけていくことは使命だと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山田委員

クリーン推進課長から、かなり厳しい状況をお聞きいたしました。どうしても令和2年度はコロナの状況、そして八街市自体の町内会が高齢化等の状況ということで、どうしても先を考えると、少し厳しいのかなとは思いますが。その中で回収量が令和元年度は28万2千249キログラムから令和2年度は19万3千226キログラムということで、それぞれ全体的に減っている状況になっています。これがいい意味で減った上でのことならいいんですけども、現状ではなかなかそうではないのかなということがあります。引き続きしっかり各町内会と連携を取っていただいて、少しでも多くのリサイクルができるように、これからも鋭意努力をよろしく願いいたします。

以上です。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員のご質疑を許します。

○角委員

それでは、決算書147ページ、説明書172ページ、狂犬病予防対策費なんですけども、接種率が年々下がってきているんですけども、集団接種がなくなっているのかなとは思いますが、この辺の下がっている要因というのがどう捉えているのか、お聞きさせてください。

○塚本環境課長

委員のおっしゃられるように、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年4月に実施している集合注射を中止したことが要因の1つと思われます。

また、狂犬病は国内では60年以上発生しておらず、最近では野外を放浪する野犬もほとんどいなくなったことから、飼い主の狂犬病に対する危機感が薄れていることも要因と思われます。

○角委員

1つ確認なんですけども、今回の新規登録が305頭、大分多いなと感じたんですが、新規登録をしにきたときに、狂犬病予防接種の大事だという周知といたらいいんですかね、そういう話というのはされているのかどうなのか、確認したいと思います。

○塚本環境課長

こちらに新規登録されている方には狂犬病の予防接種の重要性はご説明しております。

○角委員

重要だということは分かっている、下がっているということは、確かにコロナ禍で集団接種ができないとありますが、今後、ずっとコロナが続く中で、集団接種というのは考えていないとか、今後のことを聞いてもよろしいですか。

○塚本環境課長

今年度は10月に予定しておりましたが、まだ新型コロナウイルス感染症の拡大が予断を許さない状況でありますので、中止ということを考えております。今後につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら、集合注射実施等は検討していきたいと思っております。

○角委員

接種が終わった、終わらないというのは、把握はされていますよね、データの的に来ますので。接種がなかなか進まないと思う時点で、新たに周知というのはしないんですよね。そういう予算は入っていないんですね。

○塚本環境課長

環境課の予算上では、そういうのはありませんけども、別途手紙等で通知等はしているような状況でございます。

○角委員

分かりました。しっかり周知していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから決算書147ページ、説明書173ページ、先ほど、山田委員の方からも質問があったと思いますが、件数が増えたとありますが、場所的なものというのは同じところなの

か、それとも新たに新しい場所で捨てられてしまっているのかという状況を確認させてください。

○塚本環境課長

これは毎年、不法投棄されていますけど、年度ごとに処理していますので、今年度に関しては、また新しい場所で捨てられているということになっております。

○角委員

そういったところには看板の設置というのは、その都度、立てられるんですか。

○塚本環境課長

先ほど言いましたように、場所はまちまちなので、なかなか看板の設置というのは難しいかなど。あと、民地とかもありますので、そのときには所有者の方の許可も必要となりますので、一概に簡単に設置できるという状況ではないと思います。

○角委員

ちなみに、今の看板が設置されているというのは何か所ぐらいなんですか。

○塚本環境課長

毎年、ごみ捨て禁止の看板を交付しておりますけども、例えば去年ですと、令和2年度で112枚交付しております。また、毎年100枚近くは交付しておりますので、場所というのをはっきりは分からない状況です

○角委員

ちなみに、看板を設置してあるところというのは、効果的なものはどうですか。効果はあるんですか。

○塚本環境課長

こちらは不法投棄があった土地の所有者の方とかにお配りしています。その後もごみを捨てられちゃったとか、そういう話は聞きませんので、一定程度の効果はあると思われまます。

○角委員

ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

それから、決算書147ページ、説明書174ページ、概要の成果の下の部分でちょっと確認なんですけど、地下水汚染の対策の促進を図るために、いつも60か所の地下水の水質検査をしていると思うんですけど、今回、北部になっているんですけど北部でよろしいんですか、いつも南部だったと思うんですけど。今回は北部。

○塚本環境課長

令和2年度に関しましては北部の地区を調査しております。

○角委員

ありがとうございます。

それと、あと、毎年、県でも水質調査をしているというふうに、たしか、だったと思うんですけど、何かあったら状況の報告というのがあると思うんですけど、令和2年度はどうだったのか、何かありましたでしょうか。

○塚本環境課長

市でやっている調査のことでしょうか。

○角委員

県です。

○塚本環境課長

県ですか。結果は来ていまして、県は水質につきまして飲用指導をしておるような状況ですけども、今、資料がないので、申し訳ないです、分かりません。

○角委員

それでは、決算書147ページ、説明書175ページ、公害対策費、公害の苦情処理、野焼きだったり騒音等とありますが、この騒音というのは、具体的にどういうことがあったのか。

○塚本環境課長

工場とかの騒音、もしくは荷物の荷降ろしがうるさいという相談を受けております。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。

○小澤委員

何点か確認をさせてください。

まず、決算書145ページ、成果の報告書が170ページ、八富成田斎場費ですけども、平成30年度から比較をしていただいて、非常に安くなってありがたいところなんですけど、令和元年、令和2年と式場利用数とか控室利用数の減少というのは、新型コロナウイルス感染症による影響ということによろしいでしょうか。

○塚本環境課長

委員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症による葬儀自体の縮小や家族葬が増えたことにより減少しているということになります。

○小澤委員

ありがとうございます。

続いて、決算書147ページ、成果の報告書が173ページ、先ほど山田委員、角委員からもありましたが、不法投棄の件数がありますがこれらにどのように対応されたのか、また、対応に応じなかった事例等があったのか、また、そういったときはどういった対応をされたのかということをお聞きいたします。

○塚本環境課長

こちらはほとんど行為者が分からない状態ですので、市の方で片付けて処分しております。

○小澤委員

ありがとうございます。

決算書147ページ、成果の報告書が174ページ、北部地区の浄水器を6基補助したということですが、北部のどの辺りの地域かということはお分かりでしょうか。

○塚本環境課長

浄水器に関しましては市全体を対象としておりますので、北部に限ってはおりません。

○小澤委員

ありがとうございます。

今回、北部地区60か所の水質検査をした結果だけではなく、そのほかにも申請があって補助したということですかね。

○塚本環境課長

こちらは補助金ですので、ご自身で水質検査を調査された方がこちらに申請してくるような状況です。

○小澤委員

続きまして、決算書同じく147ページ、成果報告書175ページのこちらにも公害苦情処理62件、埋立許可1件ということですが、公害苦情処理というのは、どのような対応をされたのかというのは、具体的な代表的な例で構いませんので、お聞かせください。

○塚本環境課長

この62件の内訳のうち、最も多いのが野焼きでございます。野焼きにつきましては、現場に赴きまして行為者に対して消していただくように、もしくは、野菜のくずとか、そういうのは許可されておるんですけど、そういうのはなるべく乾かしてからやるようにとか、風向きを考えてやっていただくようにというお話をさせていただいております。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

挙手の上、発言をお願いいたします。

経済建設常任委員以外の質疑をお願いします。

○栗林委員

1点、質問させていただきます。

決算書145ページ、概要説明169ページの家庭用小型合併処理浄化槽設置事業の中で、単独槽からの転換と汲み取り槽からの転換ということで、13基設置という形で、こちらの方に記載していただいておりますが、令和元年度から2基ずつ減っているようにあるんですけど、実際、浄化槽に関しては県が管轄になるんですよね。市が補助金を出しているという形になるので、実際にいわゆる単独槽が何基あるとか、汲み取り槽が今現在何基あるというのは、市では確認は取れている状況でしょうか。

○塚本環境課長

正確な数字は確認は取れていませんけども、計算上では8千基ほどあると思われれます。

○栗林委員

合併浄化槽の設置が義務付けられておまして、新規だけではなく、こういう形で置き換えとか、それぞれを合併浄化槽にということで市でも推進とか、取組に関して市民の方にお知らせ等をしている状況等を確認させてください。

○塚本環境課長

市の広報紙やホームページ、または回覧等で単独槽、もしくは、汲み取り槽使用の方に合併浄化槽への転換を促しております。

○石井委員長

ほかに委員外委員の質疑を許します。

○木内委員

質問がダブってしまって大変申し訳ないところがあるんですけども、決算書の147ページ、説明書の174ページ、先ほども北部の60か所とありましたけれども、60か所でどこか異常等はあったんでしょうか、お伺いします。

○塚本環境課長

こちらは60か所を調査しまして、異常がありましたのが22か所あります。

○木内委員

22か所に対しては、どんな指導とか、どういう対処をしていただいたのでしょうか。

○塚本環境課長

こちらに対しては、おのおのに対して飲用指導、例えば、亜硝酸態窒素が出ている方には浄水器とかの設置はできますよと、そういうご説明はさせていただいております。

○小菅委員

決算書149ページ、概要説明書で178ページの住宅用省エネルギー設備等の促進事業費についてですが、概要説明書に定置用リチウムイオン蓄電システムに18基の助成をされたというふうに書いてありますけども、これは新しいシステムなので、どのぐらいのいわゆる補助率なのか、教えていただきたいと思います。

○塚本環境課長

定置用リチウムイオンシステム蓄電池に関しては、1基当たり10万円の補助となっております。

○小菅委員

そうしますと、太陽光発電設備との併用も考えられると思いますけれども、そういう事例はあったのか、お伺いします。

○塚本環境課長

太陽光発電設備と蓄電池両方一度に申請される方もいらっしゃいました。

○石井委員長

ほかに委員外委員の質疑を許します。質疑があれば。

○京増委員

先ほど栗林委員も質問されましたけれど、決算書145ページ、そして説明書169ページの家庭用小型合併浄化槽についてお伺いします。

合併浄化槽の設置が義務付けられているわけなんですけど、八街市の場合は、まだ設置がされていない槽がたくさん残っているという、そういう答弁だったんですけど、いつまでに、どういうふうにするというような、そういう計画についてはどうなっているのか、お伺いしま

す。

○塚本環境課長

私どもで行っておりますのは、いわゆる転換、汲み取り槽もしくは単独槽からの転換に対する補助でございます。まず、義務付けられているというのは、新築の場合に付けられているのが義務付けられているということでございます。特にそういう期間が付けられているという話は聞いておりません。

○石井委員長

ほかに委員外委員の質疑を許します。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

会議中ですが、10分間休憩いたします。休憩後は歳出5款農林水産業費及びこれに対する歳入審査を行います。よろしく願いいたします。

(休憩 午前 9時34分)

(再開 午前 9時44分)

○石井委員長

それでは、休憩を終了いたしまして、これより審査順2番に移らせていただきたいと思えます。

歳入14款分担金及び負担金より17款県支出金及び22款諸収入の内歳出5款農林水産業費に関する事項、歳出5款農林水産業費の審査を行います。

まず初めに、経済建設常任委員の質疑を許します。

○桜田委員

それでは、決算書で157ページ、説明書196ページの農業後継者対策事業費なんですが、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、青年就農給付金、青年ということなんですが、これは年齢制限があったと思うんですが、何歳でしたか、分かりますか。

○相川農政課長

対象につきましては、当初は45歳未満であったんですけども、途中、平成30年度だと思っておりますけども、50歳未満に年齢制限が変わりました。

○桜田委員

青年就農給付金、8人、また、その下の農業次世代、これが15人とありますけれども、この中で夫婦型が2組4名あります。夫婦型は多分1.5倍ぐらいのあれが出ると思うんですが、この制度ができたのは2012年ですけれども、それ以降の定着率、多分、5年以上営農しないと駄目なはずですけども、定着率はどのようになっているか、分かりますか。

○相川農政課長

給付期間中に就農を辞めたというか、そういう方が3名ほどいました。しかし、給付期間、5年間なんですけども、5年以上この給付を受けた方については、全員まだ現在のところは就農の方はしております。

○桜田委員

次に、決算書159ページの説明書199ページです。環境保全型なんですけど、これは事業成果の中で有機農業の炭素貯留効果の高い有機農業240アールとありますけれども、ちょっと分かりづらいんですけども、どういう農地の管理方法なのか、分かれば教えてください。

○相川農政課長

炭素貯留効果の高い有機農業ということで、有機農業プラス土壌診断を実施していただくこととなります。その上でさらに緑肥の作付けとか、堆肥の施用とか、そういったものを合わせた形で行う取組のことを炭素貯留効果の高い有機農業と言っております。

○石井委員長

少々お待ちください。

それでは会議を再開いたします。

○桜田委員

大変すみませんでした。

240アールというのは、これは1件ですか、1団体ですか。

○相川農政課長

この取組を行っている、こちらは団体になるんですけども、1件、1団体が行っております。

○桜田委員

これはこれから農業分野での地球温暖化対策、大変注目されている事業ですけれども、ぜひ、まだ少ないので広げてほしいなと思います。

次に、決算書159ページ、説明書203ページでございますけれども、成果の中で補助金1件があつて、ワイン醸造一式がありますけれども、八街でブドウを作っている農家というのは見かけませんけれども、多角化経営をしていく上で大変にこれからの要望があるんじゃないかなと思うんですけども、八街にとっても大変すばらしいことだと思うんですけども、ブルーベリー農園なんか八街で最近盛んになってきて、県内で一番と言われる農園もありますけれども、そういう要望というのは、今、出ていないんですか。

○相川農政課長

ブドウにつきましては、新たに挑戦したいということで相談はあるところもありまして、実際、始めている方もいらっしゃいます。

ただ、ブルーベリーにつきましては、何件かやっている方はいるというのは聞いておるんですけども、新たにそういったご相談というのは、今までありませんでした。

○桜田委員

次に、161ページの説明書208ページ、有害鳥獣駆除対策費なんですけど、成果の中でハクビシンとかアライグマ、大変多うございます。特にハクビシンとかアライグマ、これは繁殖力がすごく高い動物ですよ。タヌキなんかは、日本にはタヌキに勝るものはおりませんから、人間に捕まえられるか、あるいは道路で車にはねられて死ぬか、それ以外はほとんど繁殖が続く動物でございますけれども、駆除したことによって農産物の被害にどのぐらいの

成果を上げることができたと把握されているのか、お伺いします。

○相川農政課長

農作物への被害なんですけれども、これは毎年農家さんに調査依頼をしまして、被害状況を上げていただいておりますけれども、平成30年度が被害金額で185万円、令和元年度で361万円、令和2年度で224万円と、多い年もありますし、減っている年もあるんですけれども、ここ最近、特にアライグマがかなり増えておりまして、その被害がかなり増えているものと考えております。

○桜田委員

次に、決算書163ページの説明書211ページでお願いします。

毎年、話題になりますけれども、落花生の種子ですが、前年度の中で拡大を図っていくという話もあったんですけれども、予算上はずっと同じでございまして増えていないんですが、自家採種によって生産に影響するということは、落花生の場合はないんですかね。私も落花生を作っていますけれども、自分の種で毎年毎年できるんですけれども、その辺についてはどのようになっていますか。

○相川農政課長

落花生の種子の更新につきましては、概ね3年ぐらいに行った方がいいと言われております。そうしないと品質についての低下が見られるということもありますので、3年に一度ぐらいの方がいいということであるんですけれども、ここ3年で見ますと、種子更新をやっている方も大体横ばいなんですけれども、令和2年度に限っては、8件とかなり少なかったという状況もございまして。そのほかの方については、やはり自主採取された種を例年使っているのではないかと考えております。ただ、品質確保のためにも種子更新の方はお願いしたいと考えております。

ただ、要望がございましたら、予算につきましても、十分検討してまいります。

○桜田委員

次に、決算書165ページの説明書219ページ、畜産振興費でございましてけれども、成果の中で基礎豚導入者1名、基礎豚導入数2頭となっておりますけれども、基礎豚というのは種豚、今は種豚とってはいけないのかな、よく分かりませんが、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○相川農政課長

こちらの基礎豚というのは原種豚です。雑種になっていない原種、その豚を購入して掛け合わせた形で子豚を育てて肉豚にするというような形で、その親豚になります。

○石井委員長

ほかに委員の質疑を許します。

○山田委員

では、1点お伺いいたします。

決算書で157ページ、説明書192ページ、農業総務費についてお伺いいたします。

こちらは決算額を見ますと、予算からも、そして前年度決算からも減っている状況というこ

とで、事業の概要成果を見ますと、PR用消耗品、こちらが10万6千575円、令和元年度が32万9千434円ということで、ここの減がどうしても大きいのかなと。これはどうしてもコロナの影響等でPRできる機会がなかなか厳しいのかなと推測されるのですが、ただ、事業の成果の中で知名度の向上、ブランド化及び有利販売により販路拡大が図れたとあります。どのような取組をされたのか、お聞きいたします。

○相川農政課長

例年でしたら、大田市場とかのトップセールスとか、あと、JAが行うイベントなどに参加したり、提供したりした中でPRを行っているんですけども、令和2年度におきましては、感染症の影響によりまして、各種イベントが中止になりました。その中で実施した事業といたしましては、千葉テレビの番組でのジンジャーエールのプレゼント、またJAの直売所におけるスイカのPR、あと市内の小中学校などで行っている落花生の栽培体験、これに必要な種子を提供して、そういったPRを行っております。

○山田委員

厳しい状況の中でいろんな交渉をした上で、こういったアピールができたのかなと思います。現状令和3年度も残念ながら、大きなイベント事は大体が中止と。その中でこういった八街の特産物をアピールするのは非常に大変かもしれませんが、少しでも有効なアピールができるように、引き続きご努力、よろしくお願いいたします。

以上です。

○石井委員長

ほかに。

○小澤委員

何点か質問させていただきます。

まず、決算書157ページ、成果の報告書193ページの園芸用廃プラスチック適正処理事業費ですけども、令和2年度においては予算額、決算額ともに前年、前々年度を大きく上回っているところではありますが、塩化ビニールとかポリエチレン自体の処分量が増えたのか、処分費が上がったのか、その辺り、すみません、改めて確認をさせてください。

○相川農政課長

処分量につきましては、令和元年度の台風のときにかなり被害を受けたということで、クリーンセンターの方で急遽搬入をして、そちらで処分したということで減ってはいるんですけども、料金がかなり上がったというところで、決算額の方も増加しております。

○小澤委員

料金が上がったということは、農家負担分も上がったということではよろしいでしょうか。幾らぐらい上がったのか、伺います。

○相川農政課長

廃プラの処理費につきましては、令和元年度はキロ当たり全体で44.5円だったものが令和2年度に89.6円に改定されました。そこで市と農家負担というのは2分の1ずつ負担をしているんですけども、令和元年度が12.25円から令和2年度34.8円に増加して

おります。

○小澤委員

大変な状況になってきておりますが、適正な処理が必要とされますから、引き続き適正な処理が進められるようお願いいたします。

続いて決算書、同じく157ページ、成果の報告書195ページの環境保全型土づくり対策時期事業費ですけれども、例年同額に近い予算決算の額となっておりますが、これはある意味、八街の対策、砂ぼこり対策も兼ねてということで実施されていますが、農政課的にこの事業が拡大してきた中で八街の砂ぼこりがどう減少したのかとか、成果が実際感じられているのか、その辺り、感覚的に教えていただきたいと思います。

○相川農政課長

この土づくり対策事業費につきましては、確かに令和2年度については、かなり増えたところではあるんですけども、実際、感覚的に砂ぼこりにつきましては、自然の風で、そのときによっても違うと思うんですけども、雨が降った後に強風が吹く場合と全く降らないで風が吹いた場合で、ここの砂ぼこりが舞い上がる量もかなり違うのかなと思いますので、これによってかなり効果があったということは、なかなか申し上げられないんですけども、土づくりとしては効果があると思っております。

○小澤委員

すみません。おっしゃるとおりです。

例えば、道路河川課が道路に砂を撤去しにいった件数が減ったとか、苦情が減ったとか、その辺りで見ていくしかないのかなという気もしますが、すみません、余談ですけれども。引き続き、ぜひこの事業については進めていただければと思います。

続いて決算書159ページ、成果報告書197ページで、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業ですけれども、それぞれ機械の導入に要しているところなんですけど、近年、落花生の掘り取り機であるとか、落花生の殻むき機であるとか、新たな機械がどんどん開発されてきているという話も伺っておりますが、この辺りの何か動きというか、要望というのはあったりするのでしょうか。

○相川農政課長

「輝け！ちばの園芸」の補助事業で、落花生に関する要望はないんですけども、このほかに県単の園芸生産拡大といった別な事業でそういった要望があって、落花生の掘り取り反転機などを導入したという事例はございます。ただ、令和2年度については、そういった要望がございませんでしたので、実績としては上がっておりません。

○小澤委員

ありがとうございます。

続いて決算書159ページ、成果の報告書203ページ、農業経営多角化支援事業費、先ほど桜田委員からも質問がありましたが、八街市内にワイナリーを建設ということで、補助を出しているところですが、進捗状況というのが分かりましたらお知らせください。

○相川農政課長

ワイナリーの進捗状況でございますけども、8月末現在で機械の整備が整ったということで聞いております。9月下旬に白ワインのブドウの収穫と仕込み、10月以降に赤ワインを仕込む予定でいるんですけども、税務署から酒造免許がまだ下りていないということで、そこが今まだネックで引っかかっているところではあるんですけども、事業としては進めているところです。

○小澤委員

八街産ワインが飲める日を楽しみにしております。

先ほど、課長の答弁の中に、八街市内で新たなブドウの生産を始めた農家さんが何名かいらっしゃるということですが、どれぐらいの件数といたしますか、広さというか、お分かりでしたら教えてください。

○相川農政課長

ブドウを新規で始められる方というのは1か所ありまして、面積までは分からないんですけども、1か所あります。そのほかに相談等も何件か、1件ぐらいですか、あるということで、今後、そういった支援の方についてもしていきたいと思っております。

○小澤委員

ありがとうございます。

ワインの事業については、八街市がワイン特区を取って、これからさらに拡大をしていくということで進められていると思いますので、ぜひ、八街市を支える新たな産業に育っていくことをご祈念をして、質問を終わります。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を認めます。

○角委員

すみません。じゃあ、何点か。決算書155ページ、説明書191ページ、農業委員会費です。

業務の概要の中で、農地法違反の指導を行うというあれもあると思うんですが、近年そのような指導があったのか、内容が分かれば、あったとしたらどういった内容だったのかをお願いします。

○梅澤農業委員会事務局長

お答えいたします。

令和2年度につきましては、県に報告を上げるような違反はございませんでしたが、以前から違反案件で指導をしておりまして2件が是正を完了しているところでございます。

○角委員

ありがとうございます。

次、決算書159ページ、説明書197ページ、昨年、たしか取下げが2名出たと思うんですけども、今年度はそのような取下げというものはあったのかどうか、確認させていただきたいと思っております。

○相川農政課長

令和2年度につきましては、要望どおり県の方のヒアリングも終わりました、事業の方は完了しております。

○角委員

それでは、決算書159ページ、説明書199ページ、交付団体が今回5団体で1団体が減っているんですが、これは、この辺について説明をお願いしたいと思います。

○相川農政課長

1団体、今年度は実施していないというか、申請してこなかったということで、実態は把握はできておりません。

○石井委員長

それでは、ほかに。

○小川委員

それでは、簡潔に1点だけお伺いしたいと思います。

農業委員会費です。決算書の方の155ページ、概要説明書の191ページです。

農業委員会の中で農地の利用状況調査と利用最適化とございます。農地の今、耕作地というんでしょうか、どのぐらいの面積を、率としてもいいんですけども、休んでいるところもあると思うんですが、休んでいないところ、どのぐらいあるのか、耕作地の中で、お願いいたします。

○梅澤農業委員会事務局長

令和2年度の農地法に基づく調査の結果になります。農地の面積でございますが、農地台帳の面積となりますが、約3千303ヘクタール、そのうち耕作地につきましては約3千130ヘクタール、遊休農地でございますが、約173ヘクタールという数字になっております。

○小川委員

ありがとうございました。

そのところで遊休地というのは、何の職業でもそうなんですけども、農家の方は基幹産業でございますし、非常に後継者も危惧しているところなんですけども、遊休地的には増えちゃっているんですかね。その辺、お答えをお願いします。

○梅澤農業委員会事務局長

委員さん、ご指摘のとおり、遊休農地は増えております。でございますので、農業委員会といたしましては、一度農地が荒れてしまおうとなかなか元に戻すのが難しいということでございますので、今年度からは農業委員、推進委員さんに必ず毎月1回、自分の担当地区をパトロールをしていただいて、農地が荒れる前に早めに発見をして、その所有者の方にアプローチしていただいて、意向確認をしていただいて、できるだけ貸付等を進めるような対応をしてございます。

○小川委員

ありがとうございます。

また、農地の最適化利用ということで、具体的な利用法とございますか、作物に対してここはこのようなものを作付けした方がいいとか、そういう指導もあるのか、その辺の細かい点は

よく分かりませんが、最適化利用の詳細についてお伺いいたします。

○梅澤農業委員会事務局長

特に耕作、こういう作物がいいという、そういう指導までは畑作地帯でございますので、それぞれの農家の方の意向がありますので、今、農地の利用、基本的には各地区に農地利用最適化推進委員がでございます。この方の主な活動としては、まず、先ほど説明したとおり、耕作放棄地の発生防止解消のためのパトロールをしていただくと。あと、新規就農、新規参入の推進ということで、新規で農業を始めたいという方の相談、相談の中で農業委員会、農政課との連携を図ってもらう。あとは担い手への農地の集積、集約化ということで、農地を広げて規模拡大したいという方についての相談活動を行ってございます。

○小川委員

どうもありがとうございました。

○石井委員長

ほかに。

○桜田委員

1点だけ、決算書163ページの説明書216ページ、耕作放棄地事業費なんですが、成果の中で、これは事業の成果の下で、スイドリと読んでよろしいんですか。

○相川農政課長

ミドリです。

○桜田委員

水は農業用水とか、そういう問題、土は土地は農地の問題、里は農空間というか、そういうのは地上から航空写真を撮って、用水路とか、畑の状況とか、カラーで分かるようになってるんですけども、これを導入して、令和2年度では25.7ヘクタールの新規の利用集積があったとあるんですが、これは何件なのか、そして農産物はどのようなものが対象になっているのか、お伺いします。

○相川農政課長

令和2年度の新規の利用集積の状況で申し上げますと、35件、25.7ヘクタールの方が新たに農地を借りて耕作をしている。ただ作付け内容までは把握しておりません。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。

挙手の上、発言をお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

それでは、質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

挙手の上、発言をお願いいたします。

○小高委員

決算書159ページ、先ほどからワインの醸造所に関する質問がございましたが、補助金を出すことによって、他町村なんかに行くと、補助金をいただいたという表示がされているケースをよく見るんですけど、八街市内においてはあまり見ないんですけど、宝くじなんかは250万円をもらったらシールを貼りなさいとかと言われるわけです。この補助金に対してはどのような表示がされるのか。いただいた補助金事業だということは表示した方がいいと思うので、お伺いいたします。

○相川農政課長

普通補助事業でありましたらで何年、何々事業ということで、今、こういうテプラですか、こういったシールで表示されて、これを写真に撮って、実績報告として県の方に上げるようになっておりますので、今回のこの事業につきましても、そういうふうな形では表示されているとは思いますが。

○小高委員

今、テプラといいましたけど、よそは石に彫ったり、金属板を作ったり、未来永劫残すような形を取っているのので、検討すべき点かなと私個人的には思います。

続いて、決算書159ページ、北総中央用水の部分についてお伺いいたします。

本来、私、これは農業経営の実態も変わったので、国庫で支出すべきではないかと思いますが、一般財源から支出されております。これは国庫事業として、ぜひとも要望すべき事項ではないかと思うわけですが、令和2年度はそのような動きはあったのか、お伺いいたします。

○相川農政課長

令和2年度に決算の状況で申し上げますと、北総東部用水施設維持管理負担金、こちらは北総中央用水と北総東部用水が共有で使っている部分、その維持管理費、電気代とか、そういったものの負担、また、北総中央用水土地改良区運営補助金、こちらは八街市の中にある北総中央用水土地改良区への運営費補助、主に職員の人件費であったり、そういうのがメインになっています。現在のところ、まだ受益の方が拡大、まだ進んでいないということで、本来でしたら、農家さんからの賦課金で運営をするんですけども、それがまだ100パーセントにというか、かなり低いということで、運営ができないということで、各7市で運営費については補助するというので、これは当初から覚書等で、そういった内容で締結して、今現在も補助の方は続けて実施しているという状況です。

○小高委員

それは概要説明を見ると読み解けるところなんです。しかし、当初の計画の段階から現在に至るにあたって、令和2年度として見ますと、やはり、自家農家の井戸を掘ってしまったとか、全体的に見ると、私は農家じゃないので、ほかの他者の立場から見ると、利用エリアに申し込んだ人と申し込んでいない人と分けるわけですよね。供給区域、供給区域外、それを考えても、あるバランス、平等性、公平性、また、様々な観点をトータルすると、受益者農家負担で維持しなさいと言いつつも、国策として農家は守っていくべきではないかというふうに考えているんです。もっとマクロに考えて、当初の覚書を超えて、再度、そういう調整をすべきときに来ているのではないかと。

皆さんに見てほしいんですけど、分担金、均等割は結構ですよ。面積割、東部また北総中央を見ても、これだけ7市の豊かな農地があるのにもかかわらず、八街の面積割が32パーセント、31パーセントと、八街市の面積割が非常に大きいと。基幹産業は農家だというのは分かりますけど、でも、同じように富里であったり、千葉市の緑区であったり、四街道市の一部はかなり優良な農地を持っているにもかかわらず、7市の中での面積割負担がこの北中に関しては、非常に八街が大きく負担しているというふうにこれは読み解けるんです。

ということは、いわゆる計画段階で民間承諾をもらうにあたって、他市はさほど協力していただけなかった過去の現状もあるのかなと。それに対して供給エリアが他市は伸びていない現状がある。そうすると、やっぱり、八街の30パーセントの負担というのはどうなのかといったときにちょっと多いのではないかと。

また、この説明、概要であるように、自立運営ができるまでの間となっていますけど、令和2年度は自立運営というのは、どのくらい先を見越して、こういう予算編成をしていたのかを含めてお伺いいたします。

○相川農政課長

今、国営事業で整備されましたところの、今現在、全体で約887ヘクタール、八街市で約400ヘクタールが通水が可能となっております。八街市の受益面積であります1千289ヘクタール、このうちの約31パーセントが現在受益として負担金等の賦課がされていると。まだ、なかなかこれが増えていかないという状況もあるんですけども、現時点ではこのような状況となっております。

○小高委員

400ヘクタールで止まっている要因は何になりますか。

○相川農政課長

この面積なんですけども、令和2年度に国営事業が終了いたしました。国営事業で整備できた面積が約400ヘクタールということで、これは八街市内に各区土地改良区が以前からありました。そこは以前から共有で、皆さんで井戸でやっていたんですけども、国営事業の整備で、その井戸につなぐことができる事業だったので、そこまでつないでいただいたものが約400ヘクタール、これ以降になりますと、今、末端で個人井戸を使っている方、そういった地域をこれから増やしていきなさいいけないんですけども、そういった地域に管を引いて、そこで加圧機場みたいなものを作って、その地域全体をカバーするというような事業をこれから受益拡大に向けて進めなさいいけないところで、令和4年度以降、できれば増やしていきたいということで、県とのいろいろ今協議はしております。

○石井委員長

それでは、ほかに委員外委員の質疑を許します。

挙手の上、発言をお願いいたします。

○丸山委員

それでは、決算書159ページ、説明書では204ページでございます。

被災農業施設等復旧支援事業費なんですけれども、これは全部で106経営体がこの支援事

業を受けたということのようなんですけれども、今回はハウス復旧に関しては、保険加入が条件であったということでありましたけれども、この保険加入は全員が加入されたということで理解してよろしいでしょうか。

○相川農政課長

今、委員さんのおっしゃいましたとおり、加入が条件になっていますので、施設建て替え修繕を行った方については、全て加入されているという状況です。

○丸山委員

決算書に戻りまして157ページ、説明書の193ページなんですけれども、これは先ほど来、園芸用廃プラスチック適正処理事業費ということで、決算状況が出ているわけなんですけれども、先ほどの説明ですと、12.25円から34.8円に値上がったんだという説明がございました。先ほど、お伺いいたしました災害復旧で保険には全部入っていただきますよと。その一方では、このようにハウスの廃ビニールに関しては、廃棄料を取りますよということでは、これは農家の皆さんには、とんだ大変な負担になっているというふうに思うんです。今後、廃ビニールの農家負担に関しては検討すべきではないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○相川農政課長

この廃プラスチックの処理料が上がった原因が、平成29年に中国が輸入規制ということで、国内にプラスチックが滞留してしまったということで、千葉県の中にあるリサイクルセンターでは、とてもじゃないけど、今のコストだととても賄えないということで、そこで処理料の値上げが提言されました。各市町村も同じような状況で、本市では各農家負担の2分の1を市が補助するというので、そこで決断して補助してきております。

各市町村の状況を見ましても、農家負担を増加して負担するということは、ほぼ少ないというか、ないような状況なんです。他の市町村でいきますと、廃プラが多い地域、銚子市とか旭市が多いんですけども、農家負担が59.6円、市の助成として10円ということで、八街市につきましては、その点についてはかなり支援している方だと思います。

この値上げが決まった時点で、いち早く市長と共に県に行きまして、県の助成も増やしてほしいと。実際増やしていないので増やしてほしいということで、要望書を上げてきました。ただ、まだ現実的に県の方も農業負担については現状で行きたいということで上げてはいないんですけども、そういった要望もしてございまして、八街市としては、かなり、他の地域に比べれば支援している方だと思います。

○丸山委員

八街市としては、他市と比べれば負担しているという答弁のわけなんですけれども、他市と比べる必要はないと。八街の農業をどう守るのかという点で、もう少しこの辺の支援は必要ではなかろうかと。特にハウスでは保険加入が条件として入る、そこで農家の方々はかなり負担をしているわけです。大変だという話は本当に聞いています。あげくの果てには、廃棄するには廃棄料が大変取られるという点でね。これは農業を守っていく、農業を支援していくという立場に立って、この補助の在り方は検討すべきではないかと。

それと、決算書157ページの農業後継者対策、説明書では196ページ、前年度に比べますと、後継者に対する支援が減ってきているわけです。そういう点でも後継者を育てていく、農業を守っていく、支援していく、そういった立場に立って、廃ビニールに関する支援についてはご検討いただきたい、そのことを申し上げて、質問を終わります。

○石井委員長

ほかに委員外委員の質疑を許します。

○京増委員

それではお伺いします。決算書154ページ、説明書191ページ、農業委員会について伺います。

先ほどのやり取りでは、農地利用状況は減っているということでありました。これは感覚からも分かるんですけど、そしてお聞きしたいのは、今回、農地台帳などの整備をしたということなんですが、今までの農地利用、例えば、5年前とか、その前の農地利用の状況も分かるように整備されたのか、まず、伺います。

○梅澤農業委員会事務局長

農地台帳の整備についてでございますが、その前にちょっと過去の農地の面積等の状況についてご説明したいと思います。平成26年でございますが、農地台帳の面積が3千500ヘクタール、耕作地につきましては3千202ヘクタール、これは約でございます。その3年後の平成29年につきましては、農地台帳の面積が約3千339ヘクタール、耕作地につきましては3千188ヘクタール、それと令和2年度、昨年度でございますが、先ほど小川委員にもご説明いたしましたが、農地台帳の面積が3千303ヘクタール、耕作地につきましては3千130ヘクタールとなっております。

農業委員会は農地法に基づきまして、毎年1回、農地の利用状況調査を実施しております。その中でそれぞれの筆ごと、八街市におきましては、令和2年度現在で農地の筆数が1万6千893筆でございます。それぞれの筆ごとに、農地台帳ではなくて別に管理しておりますが、平成26年度から毎年の利用状況についてデータの方を取ってございます。

○京増委員

やはり、基幹産業が農業であるというところでは農地がどうなっているのか、長い期間のものが必要だなと、私は思っています。

それで、やはり、基幹産業として今後もやっていくなれば、農地をどれだけ維持していくのか、そういうところもきちんと計画というか、予想していかなければいけないと思うんですが、先ほども農地が荒れないうちにパトロールをして、荒れていくのを防ぐんだというふうに答弁がありました。本当に大事なことだと思うんですけど、例えば、何年後にどのぐらいの農地を残すとか、耕作地を残すとか、そういう計画というものはあるのか、伺います。

○梅澤農業委員会事務局長

数年先の目標は定めてございます。ただし、定めるに当たっては、現状の農地の減っていく状況等を勘案して数値を求めてございます。

また、今の農地の状況でございますけれど、遊休農地につきましては、耕作条件の悪いと

ころから遊休農地になってございます。どういうことかと申しますと、公道から入る道がない等、あと、日当たりが悪いとか、あと、水がたまりやすいと、そういうところからなってございますので、農業委員会といたしましては、今、条件のいいところをできるだけ残したいと、そのように思っております。

なお、すみません、今、手元に資料がないんですけれども、先ほど言った目標につきましては、ホームページの方に掲載してございます。

○京増委員

耕作地に適したところをしっかりと残していくという、そういう方向はとても大事だと思いますので、八街市の基幹産業としてしっかりと土地を残していくという点で、よろしく願いいたします。

次に、決算書157ページ、説明書195ページ、環境保全型土づくり対策事業費についてお伺いします。

環境保全型土づくり事業、この中で小麦について特にお伺いします。これは土づくりと併せて食料の自給率向上を図るためとあります。今、日本の食料の自給率が37パーセントちょっと、そして小麦の自給率は17パーセントということで、ほとんどが輸入に頼っていると。そして、今、輸入小麦もどんどん上がって、これからも上がっていくというふうに報告をされている。そういう状況ですから、いかに自給率を高めていくかということが大事だと思うんですが、自給率を高めなければならないというのは、国内産の小麦は除草剤グリホサートの検出がされなかったという、国民の健康にも重大影響がある、そういうことが報告されております。ですから、国内の安全な小麦をいかに増やしていくかというところでお聞きしたいんですけれど、確かに、今、この事業の中では、小麦の生産は増えておりますけれど、しかし、ほかの3つの土地など、それから量などと比較しますと、やはり、まだまだ少ないと思うんですが、これを早急に増やしていく、そういう方向が必要と思うんですが、いかがでしょうか。

○相川農政課長

この土づくり対策事業で行っております小麦につきましては、1つは土づくりの一環として行っております。食料受給率、確かにこれから増やしていく必要があるとは思いますが、早急に増やすというと、小麦の生産をしても、農業所得からいけば、かなり低くなってしまって、農家さんがなかなか生活しづらくなるという欠点もありますので、ここは国策と一緒に国産小麦の受給率向上は進めていかなければならないと思っておりますので、そういった事業についても支援してまいりたいと思います。

○京増委員

確かに、今までは本当に生産の労力に合わないということで、作る方が少なかったと思うんですが、これからは輸入に頼っている時代ではないと。それこそ地球温暖化を考えていく点でも、輸入に頼っていたらエネルギーを使う、温暖化の抑止策にはならないと、そういう点もありますので、これは先ほども答弁がありましたけれども、国の施策もしっかりと、そういう方向にかじを切ってもらわなければいけないと思っておりますので、国や県にも、そういう要

望をしっかりとしていただきたいと思います。

次に、決算書159ページ、説明書199ページです。

環境保全型農業直接支援対策事業についてなんですが、これも地球温暖化防止対策に関わるものなんですが、本当にこれから進むべき農業の方向だと思います。しかし、令和2年度の決算額は減額しておりますが、これはその目標とは反対の方向だと思うんですが、この点については増やすような方法がなかったのか、お伺いします。

○相川農政課長

本事業は国の補助金、交付金を使った中での補助事業となっております。これは各団体が計画をもって、そういった取組をするということで、1団体、昨年、計画書が上がってこなかったということで減っておりますけども、例年でいきますと、大体同じようなところになってしまうんですけども、団体が毎年計画を上げて、その中で補助金の交付という流れになっておりますので、また、今年度、ちょっと様子を見なければいけないんですけども、そのような取組がさらに拡大することができるよう市としても支援の進め方、計画書の作成とかいろいろありますので、そういった中で支援をしていきたいと思います。

○京増委員

この方向は世界的に進むべき、そういう方向になっています。いかに農家さんを応援していくか、励ましていくかということが大切だと思うんですが、交付団体5団体、そして実施面積1千809アールということなんですが、八街市の状況は県内ほかの団体と比べて、どのような位置にあるのか、お伺いします。

○相川農政課長

詳しくはどうか、統計みたいなものは出ていないので、他の団体との比較はできておりません。ただ、この団体というのが、八街市に住んでいる方もいますし、そうじゃない方が八街市で出作でやっている方もいますので、そういった中では各市が把握できる状況になりましたら、そこら辺は、そういったいろいろな情報を得まして、支援の方も拡大してそういった取組も拡大できればと考えております。

○京増委員

県内のどの位置にあるかというのは、よく分からないかとは思いますが、だけれど、これは団体がどのぐらいあるか、また面積がどのぐらいなのかということと比べていけば、分かりますよね。

答弁ください。

○石井委員長

答弁、求めますか。

○京増委員

はい。

○相川農政課長

そういった統計資料は出ていけば分かると思います。取り組んでいる団体というのが有機JAS認証を受けている、あるそういう機関から認証を受けている団体ですので、もしかした

ら、そういった団体が公表しているかもしれませんが、そこら辺は調査いたします。

○京増委員

お願いいたします。

○石井委員長

それでは、ほかに委員外委員の質疑を許します。

○木内委員

先ほど来、出ていますけども、環境保全型土づくりということで、決算書の方が157ページ、説明書の方が195ページですけれども、小麦につきましては、2月の一番八埃が多いときに栽培可能なんですけども、スイカとの絡みもありまして、2月の一番は激しい時期に砂ぼこりを警戒しなければいけないと思うんですけども、土づくりも当然大事なんですけども、2月に何とか畑に作物があるとか、何かを生やしていくということが八埃の対応になると思うんですけども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○相川農政課長

この土づくり対策事業で緑肥作物なんですけども、ほぼ10月ぐらいに種植えをして、春先ですよ、それぐらいにだんだん大きくなってきて、そこで低減できるかなという部分もあるんですけども、作物で言いますと、八街市の場合、ここ最近になって、春ニンジンが若干ではありますけども、増えてきているということで、今後、そのような春ニンジンが増えていきますと、ちょうど砂ぼこり時期に畑に作物ができていく状況になると思いますので、その点についても農協と一緒に連携しながら、支援ができるところについては支援してまいりたいと考えております。

○木内委員

これは農家だけではなくて、住んでいる方にすごく影響しますので、ぜひ推進いただければと思います。

先ほど来から出ていますけども、多角化経営ということで決算書の159ページ、成果報告書の203ページ、先ほど来出ていますが、クラウドファンディングによりまして、2千300万円の額を集めている事業であります。今回、10月下旬のブドウの収穫につきましては、恐らく、山武の今まで醸造していただいた醸造所の方にブドウを持ち込んでの醸造になると思うんです。

それに加えて、いつ免許が取れるかどうか分からないにもかかわらず、機械だけを設置するという事業については、これはまだ免許が取れてから機械設置します、でもあったと思うんですけども、その点の考えについてお伺いします

○相川農政課長

はっきりちょっとしていないんですけども、たしか酒造免許を取るのに、ある程度、生産できる、酒造できる状況が整っていないと、たしか免許が出ないというような話を聞いたので、事前に機械の導入が先になってしまったということだと思います。

○木内委員

その辺は理解しているんですけども、このところについては、台風被害もあって、今回の収

穫量は激減しているというところもあって、本来のワインの製造ができるのかどうかというところが一番問題になってくると思うんですけども、その辺の確認についてはいかがでしょうか。

○相川農政課長

これは先ほども言いましたけども、8月末現在で機械の整備は終わったということで、これは本人から伺ったんですけども、9月下旬には白ワイン、10月以降には赤ワイン、これを仕込む予定でいるということで、ただ、今は酒造免許が下りていないので、待機している状況ですということで、本人からは伺っております。

○木内委員

今までも山武のワインを作っている会社に全部委託してワインを製造してきた事業所でもあります。今回も恐らく仕込む予定というのは、その場所で仕込むことは不可能だと思うんですね、免許は、今現状には下りませんから。今回については、今までどおり山武のブドウ園に委託して醸造される予定だと思うんですけども、この辺の確認はされたのでしょうか。

○相川農政課長

本人の方から、いろいろパターンがあると思うんですけども、白は委託で、赤は何とか自社仕込みをしたいといった中で、そういったお話があります。委託、そういった道もあるというところも考えているということは伺っております。

○木内委員

先ほどの答弁と違うような答弁をしないようにしてください。ちゃんと確認してから答弁していただけるようにしていただきたいと思うんです。よろしく願いいたします。

この件については結構でございます。よろしく願いします。

今回質問したかったのは、今年でよかったんじゃないかということを知りたいだけです。去年の予算で機械を設置するんじゃなくて、機械が設置できるような状況になってから設置するのであれば、本来は今年度の、令和3年度のお金でやるべきだというふうに思うんです。その辺の確認をきちんと取ってから、補助金というのは出すべきではないかというところをお聞きしたかったんですけども。この件に関しては確認をしっかりといただければと思います。

○石井委員長

それでは、担当課長、タイムスケジュールだとか、予算執行に関して、分かる範囲で、答弁できる範囲で答弁をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○相川農政課長

本人は今年からワインを自分のところで仕込みたいということで、特区を取ったり、酒造の方の相談とか、いろいろ進めてきております。その中で今年から、もし酒造を始めるということであれば、令和2年度において機械を整備しなくてはいけない。令和2年度に整備した中で、税務署の方に申請をして、ただ、税務署の申請が長引いているということで、まだ現在、できていないというところがございます。

ただ、機械導入については、先に建屋も含めた機械導入、これは令和2年度中に完成した

いということで相談があつて、酒造免許の時期もありますけども、令和3年度には完全に仕込みをしたいということで相談があつて、これまで進めてきました。

○石井委員長

木内文雄委員、よろしいでしょうか。

○木内委員

分かりました。

決算書の165ページ、説明書の202ページなんですけども、昨年もまたコレラ等の被害がありまして、栃木等は大変な結果になっております。この接種率については、どうなっているのか、お伺いします。

○相川農政課長

豚熱予防といたしましては、全頭豚コレラワクチンを接種しております。これは引き続き今年度も継続してワクチンの方は接種をしております。

○石井委員長

それでは、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

挙手の上、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

発言がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

執行部の皆様に申し上げます。会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

再開後は歳出6款商工費及びこれに係る歳入審査を行いますので、職員の出入場をよろしくお願いいたします。

それでは10分の休憩をいたします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時02分)

○石井委員長

それでは会議を再開いたします。

これより審査順3、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出6款商工費に関する事項、歳出6款商工費の審査を行います。

まず初めに、経済建設常任委員の質疑を許します。

挙手の上、発言をお願いいたします。

○角委員

それでは、何点か確認させていただきたいと思います。

決算書165ページ、説明書では222ページ、シルバー人材センター費なんですけども、会員数が今回11人減ったということで、新たになる人、また辞めていく人はあると思うんですけども、近年、どういうバランスですかね、どういう形の傾向があるのか、また、今回、辞めていくのはコロナの影響もあるのかどうか、その辺、詳細をお願いいたします。

○富谷商工観光課長

お答えいたします。

会員数の減少ですが、今年度例年になく11名の減ということで、少し幅が大きくございました。これにつきまして理由なんですけれども、主な要因というのは会員の高齢化、また、病気等のために退会されていくという方がやはり多い傾向がございます。

コロナの影響というところでございますけれども、仕事に従事するという点では、昨年、会員ご本人からちょっと控えたいというお話もあった方もいらっしゃるということですし、あとは同居するご家族の方から、今は仕事に行くのは控えてもらいたいというようなことで、会員さんの方はやる気があるけれども、そういったお話もありましたということはシルバー人材センターの方から伺っております。

また、例年ですと、毎年、会員増強を目的といたしまして、普及啓発活動を行っているところなんですけれども、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、活動の幅が制限されましたことから、こういったところこそ会員が増えなかったということが影響していると思っております。

○角委員

今の普及活動、通年だったら、どういう形、どういうようなことをしていたのか、また、今回はコロナ禍でどの程度にとどめたのか、詳しいところをお願いいたします。

○富谷商工観光課長

例年ですと、会員増強ということで、活動といたしましては、様々なイベント、産業まつりであったり、落花生まつりもそうなんですけれども、そういったところにシルバー人材センターの活動を宣伝するために出店をして、そういったところで宣伝活動を行っております。また、地域の方に職員が出向いて、説明会というものも定期的に行っているというふうに伺っております。

○角委員

では、今回のコロナ禍では、縮小されたかとは思いますが、どういう形で周知していったのか。

○富谷商工観光課長

昨年度につきましては、先ほど申し上げたような普及活動というのはほとんどできませんでしたということは伺っております。ただ、毎月1回、会員の方から入会したいという方については、月に一度のペースで入会説明会ということは継続できたと思います。

○角委員

入りたいという方には、その都度あれで、わざわざこっちから周知というのはできなかったという現状ということですか。分かりました。ありがとうございます。

それでは、決算書167ページ、説明書223ページ、消費生活対策費です。

相談内容は、いつも大体変わらないとは思いますが、今回、特に多い、こういう相談が特に多かったとかという、数年の流利的に傾向というところはあるのかどうか、お伺いいたします。

○富谷商工観光課長

相談の内容ということでございますけれども、相談内容につきましては、昨年度も例年とそんなに大きな違いはございません。販売方法や、契約に係る、そういった解約をしたい、考え直したいと、そういったご相談が多くなっております。

ただ、コロナ禍ということもございまして、消費者の方が対面で商品を買うというよりは、インターネットを活用した商品の購入ということが増えておりまして、そういったネット通販が原因となってトラブルが増えたということは若干ございます。

例で申しますと、サイトの画面上で、業者の方はこれは定期購入ですよと、初回が非常に安い安価な金額に設定してありまして、ただ条件として3回か4回の最低限の購入が必要ですよといった注意書きを見落として契約してしまったとか、そういった相談は増えております。

○石井委員長

それでは、ほかの経済建設常任委員の質疑を許します。

○山田委員

決算書169ページ、説明書228ページ、商工会議所事業補助金についてお伺いいたします。

こちらは事業の概要成果のところ、買い物弱者救済事業補助金、これが前年度と変わらず100万円ということにはなっていますが、利用登録者数が令和元年の244人から271人に増えている。利用件数に関しても令和元年が1千41件から1千491件に増えているという状況になっております。その下の小規模事業指導補助金に関しても、金額は同じなんですけど、それぞれ経営改善普及事業の指導相談が令和元年が1千772件に対して2千175件、創業指導に関しても8件から25件、講習会等による指導も256件から321件と増えている状況なので、その要因等をお聞かせ願えればと思います。

○富谷商工観光課長

それでは、最初に買い物代行事業につきましてお答えいたします。

昨年度の利用登録者数は271名ということで、対前年比で27名の増となっております。また、利用件数は1千491件ということで、こちらも450件の増となっております、やはり、これはコロナ禍において外出の自粛が強く求められましたことから、本事業の利用が増加したということで認識しております。

次に、小規模事業指導補助金のうちの経営改善普及事業、こちらも400件あまり増加しておりますけれども、この内容といたしましては、一番多かったのは労務相談ということで伺っております。やはり、コロナで経営に関する相談とか、あとは従業員の雇用関係に関する相談が多くございました。

そのほか、創業支援の方なんですけれども、こちらの創業支援の方につきましては、産業競争力強化法に基づき認定されました創業支援事業計画、こちらによりまして、創業前、または創業後5年以内の事業者に対しまして、経営、また財務、人材育成、販路開拓に関する個別指導ということでセミナーを開催しているところでございます。こちらの推移については、昨年度の講習会の受講者は6名ございました。そのほかにも、この計画にはない創業に関する相談ということで、新たに事業を開始したいという方が少しずつ増えてきているとい

う状況はあると思います。

それから、最後の講習会等の開催による指導ということで、こちらの321件という数字につきましては、これは講習会に参加した事業者数ということになっております。講習会の開催による個別指導という形で実施しております、これも対前年度比で65件の増となっております。こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響により、これは確定申告期限が昨年延長されましたので、講習会の内容に含まれる税務指導の期間もそれに伴って会議所の方で延長しました。これによって相談件数も増加したものと考えております。

○山田委員

4つまで一遍に聞いちゃって、いろいろご答弁ありがとうございます。

どうしても、やはり、このコロナ禍という状況で、いろんな部分が市民の方が大変な状況になっているというのが見てとれるのかなと思います。令和3年度も恐らく状況としては、より厳しい状況が考えられると思います。引き続き相談や指導等は丁寧をお願いしたいと思います、

以上です。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。

○角委員

すみません。1つ確認です。

決算書167ページ、説明書227ページ、全国的に減少したイベントの中で10月に岩手県で開催されたイベントに出店しとありますが、その辺をもうちょっと詳細を教えてください、

○富谷商工観光課長

お答えいたします。

岩手県でのイベントというのは、こちらは全国で毎年開催されているんですけど、ゆるキャラグランプリというイベントでございまして、こちらにぼっちの方の業務委託ということでお願いして出店をしていただきました。

このイベントにつきましては、全国的にイベントが自粛されている中で、唯一岩手県という東北で感染状況が比較的都心部に比べると少ないということから実施されたわけなんですけど、参加者数はちょっと、ごめんなさい、把握しておりませんが、販売額につきましては前年度よりも増となっておりますので、数少ないそういった外販の機会の数少なかつた中でも、遠方で八街市の特産品がPRできたということにつきましては、効果があったものと考えております。

○石井委員長

角麻子委員、よろしいですか。

○角委員

はい。

○小澤委員

何点か確認させてください。

決算書167ページ、成果の報告書が224ページ、商店街振興事業費ですが、これはTMO構想の中でということでもありますけども、現在、ギャラリー悠友に空き店舗の活用で補助金を出していますけども、新たに空き店舗を活用したいということがあったときには、この事業というのは拡大していけるような事業というものなのでしょうか。

○富谷商工観光課長

八街TMOというのは、八街商工会議所をTMOとして認定しておりますので、例えば、ほかの商店街さんとか、そういったところで空き店舗を活用したいということが発生した場合、八街商工会議所がそれに対して何らかの支援をするといった場合には、市の方も適用できるのではないかとこのように考えております。

現在、ギャラリー悠友の方も直接南口商店街振興組合に支出しているものではなく、八街商工会議所を通して支援を行っているということですので、そうした考えに基づくものであれば、これから今後、そういったケースがあった場合には、当然、会議所の方と協議をしなければなりませんけれども、考え得ることだとは思っております。

○小澤委員

ありがとうございます。商工会議所の事業費の中には、その辺りが見えてこなかったもので、確認させていただきました。

それと、もう一点、決算額が減ってきているところについては、商店街の街路灯のLED化かなと感じてはいるんですが、その辺りの実態についてお伺いします。

○富谷商工観光課長

お答えいたします。

商店街につきましては、市内でこれまで9つの商店街等の団体がございましたけれども、令和2年5月末で山田台商店会がなくなりましたので、それ以降の電気代は、団体が1つ減ったということから決算額は大きく減少したことが主な理由となっております。

○小澤委員

ありがとうございます。

続いて、決算書167ページ、成果報告書が226ページ、就労支援事業費ですけども、令和2年、令和元年度から新型コロナウイルス感染症等の影響があるかと思っておりますけども、サイトへの登録事業者数ですとか、アクセス数、この辺りはコロナの影響等は、どのように分析しようとされているのでしょうか、お伺いいたします。

○富谷商工観光課長

「ジョブ・ナビ・やちまた」への登録数、それから、アクセス数も対前年度比では大分増えておまして……。お時間いただきます。

成果というのは、すみません、今、手持ちに資料がございませんでしたので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○小澤委員

ありがとうございます。

決算書169ページ、成果報告書が228ページの先ほどの商工会議所事業補助金ですが、商工会議所は八街市内の商工業の発展をということで補助をしているところなんですけど、先ほど、買物弱者への救済事業補助で利用登録事業者、さらには利用件数が増えてきたということでもありますけども、その辺りを踏まえて、商工会議所から事業を拡大したいであるとか、新たな事業提案とかというのはあるのかどうか、お伺いします。

○富谷商工観光課長

現状のところでは、商工会議所の方から事業の拡大ということについてはお話があったという経緯はございません。

ただ、今、民間の方で、スーパーセイミヤさんの方でも移動販売者の方が、今年ですけど、スタートしておりますので、ぼっちが行っている買い物代行業業につきましては、2名でぼっちの商店での販売と買い物代行業業ということで、2名という本当にぎりぎりの運営状態でございますので、拡大ということになりますと、当然、人的なケアをする必要が出てくると思っておりますので、民間とか、そういったところとの様々な買物弱者への支援ということについては、いろんな形が増えていくのがいいのかなというふうには考えているところでございます。

○小澤委員

本当に、ぜひ、そういった官民連携しながら、コロナ禍を乗り越えていけたらいいなと思っております。

昨年に引き続き、商工関係の事業については行事、イベントを含めて中止、延期が余儀なくされているところであります。しかしながら、地域経済をしっかりと回していかなきゃならないということもありますので、ぜひ、中止とか延期という中でも、今できることを検討しながら、決算のことではありますけれども、進めていけたらと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○石井委員長

それでは、経済建設常任委員の質疑を続けます。

○桜田委員

決算書167ページ、説明書224ページで、商店街振興費なんですけど、事業成果の中の空き店舗、ギャラリー悠友、運営主体はどこになっていますか。

○富谷商工観光課長

こちらの運営主体は、八街市南口商店街振興組合ということになっております。

○桜田委員

15万円ほどの補助金が出されておりますけれども、1日、5、6人、365日は営業していませんからその程度かなと思うんですけども、せっかく空き店舗補助金を出しているんですけども、この補助金は来年も続くんですか。

○富谷商工観光課長

担当課といたしましては、商工会議所、それから商店街の方からも要望はございますので、

予算の要求はしてまいりたいというふうに考えております。

○桜田委員

補助金がなくなったら終わりという事業では、せつかく市民の税金を使っているわけですから意味がないわけで、補助金が終わったら独自でやっていけると、そういうふうには持って行く必要があると思うんですけども、その辺については、どのように考えていますか。

○富谷商工観光課長

補助金という意味合いについては、いろんな事業を開始する当初の市からの支援という基本的な考え方というのは当然あるかとは思いますが、事業を運営する上で、どうしても、お店を開けるということについては、ボランティア感覚ではあれ、幾らかの人的な費用であるとか、あとはオープンしている限りは電気代、水道代、そういったものもございますので、市としては駅前が少しでも人流が起こるような、そして賑わいを創出していけるような事業に対しては、駅前の活性化という意味においても支援していかざるを得ないというような状況はあるとは思いますが、当然、自力で運営していけるようなやり方というものは模索していきながら、ただ、支援が必要な期間については、市としても実施していかねばならないというようなふうに考えております。

○桜田委員

次に、決算書165ページの説明書222ページ、成果の中の公共事業、市との契約、これが1割以上落ち込んでおりますけれども、市の方にもシルバー人材センターから例年とはちょっと変わった内容で陳情要請、議会の方に陳情が上がっておりますけれども、これは具体的に市の契約、1割も減少しておりますけれども、内容は分かりますか。

○富谷商工観光課長

市との契約ということにつきましては、内容的には市役所の庁舎であったり、あと中央公民館、図書館、スポーツプラザ等の公共施設の清掃業務、それから夜間業務といったようなものが主なものとなっております。そうした中で、昨年度は緊急事態宣言の発令中につきましては、特に中央公民館や図書館、スポーツプラザにおきましては、公共施設の利用が制限されました。そういったことから就業時間の短縮、日数の削減が行われましたので、そういったことなどが契約金額に出ているものと考えております。

○石井委員長

桜田委員、よろしいですか。

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。委員の質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

それでは、質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

挙手の上、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

なしというお答えでございます。

質疑がなければ、これで経済建設委員以外の質疑を終了いたします。

会議中ですが、ここで執行部の入替えを行います。

審査順4番、土木費に関する職員の入場を認めます。

審査順3番、商工費に関する職員の退室を認めます。

委員に関しては、このままお待ちください。よろしく願いいたします。

それでは、会議を続けさせていただきます。

職員の皆様におかれましては、急な呼出しで大変恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審査順4番に移らせていただきます。

歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出7款土木費に関する事項、歳出7款土木費の審査を行います。

まず初めに、経済建設常任委の質疑を許します。

それでは、経済建設常任委員の質疑をお願いいたします。

○角委員

それでは、何点かお聞きしたいと思います。

決算書171ページ、説明書234ページ、道路の側溝清掃業務というのは、いつも希望があったところをやっているというふうな過去もあったと思うんですけども、今回、8業務ということで、これは希望があったものを全てできたのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○中込道路河川課長

道路側溝清掃業務につきましては、各区からの要望とか、あるいは住民からの要望等によって、その都度、現地を確認しまして堆積量等の中で、全てができてはいるわけではありませんので、緊急性があるものを優先して行っている状況でございます。

○角委員

ありがとうございます。

排水ポンプ設備修繕、2業務ありますが、これは予定には入っていたものなのかどうか、この辺の詳細をお願いいたします。

○中込道路河川課長

排水ポンプの修繕2業務につきましては、計画的に行っているものです。市内に設置してありますポンプの中で、引上点検を順次、2か所とか3か所分ずつ行っているものです。

○角委員

ありがとうございます。

それでは、次に、決算書179ページ、説明書252ページ、危険ブロック塀の、前回、市が把握している危険箇所というのは、たしか通学路だけだったと思うんですが、まず、その確認です。

○飯田都市計画課長

前回、昨年、15件という形で報告させていただいていると思うんですけども、通学路の中でさらにある程度基準等を満たしていないということで、それが15件という形になります。

○角委員

前日も危険箇所を確認するにあたって、目視だけではないとは思いますが、目視でしたか、ちょっとすみません、もう一回お願いします。どういう形での危険箇所を把握しているのか。

○飯田都市計画課長

危険箇所の把握でございますけれども、こちらは基本的には目視で行っております。市だけで確認しているということではなくて、印旛土木、県の方ともこちらと併せて確認しているところにはなります。

○角委員

危険だと把握している部分で、持ち主に市として通知とか何かしらのお願いというのはしているとは思いますが、どのような形、また、年に1回なのか、それとも数回にわたってなのか、どういう形でその方をお願いをしているのか、その辺を確認させてください。

○飯田都市計画課長

こちらは該当する方に対しては、少なくとも年1回は現地の方を回らせていただいて、通知を入れるとか、直接会えれば、同じ内容をお話しさせていただくと。補助事業等を行っておりますので、なるべくそちらの方を使うなりして、早めに対処していただきたいということを説明させていただいております。

○角委員

実際15か所あるということで、何かしら通知、声かけというか、しているということですが、まだ結果的にはあまり進んでいないという現状なんですけども、持ち主の反応とか、具体的にどんな感じなのか、今の状況。

○飯田都市計画課長

持ち主の方は、基本的には、内容は理解されているとは思いますが、やはり金銭的な部分とか、そういったところでなかなか改修までは踏み込めないといった状況になっていると思います。さっきの15件が昨年なんですけども、今年は12件になっております。補助金を使われたというわけではないので、2件、件数は減っております。

○石井委員長

角麻子委員、よろしいですか。

○角委員

はい。

○石井委員長

それでは、次に移ります。

経済建設常任委員の質疑を許します。

挙手の上、発言をお願いします。

○小澤委員

それでは、決算書173ページ、成果報告書が235ページ、道路境界確定費ですが、予算

額に合わせて決算額が、令和元年もそうなんですけども、当初計画をされていた道路境界等々は予定どおり、計画どおりに執行されたのかどうか、お伺いいたします。

○中込道路河川課長

業務の執行につきましては、当初予定、または年度の中で発生したものに関しては執行できております。この道路境界確定費の不用額につきましては、道路台帳補正等の相談が主なものであります。

○小澤委員

ありがとうございます。

決算書179ページ、成果報告書252ページなんですけど、住宅耐震化促進事業費ですけども、初歩的なところで申し訳ございません。木造住宅の耐震診断、耐震改修に係るということですので、軽量鉄骨とか鉄筋というのは対象外ということでもよろしかったですね。

○飯田都市計画課長

対象外になります。

○小澤委員

ありがとうございます。

木造の耐震補助が2件、改修が2件ということですけども、この辺りは耐震診断が必要な住宅が耐震診断を受けて改修が進んでいращやるのかどうか、市民に対する啓発活動といたしますか、耐震診断をしてくださいとか、耐震基準を満たしていないので改修してくださいとかという案内はされているのかどうか、お伺いします。

○飯田都市計画課長

まず、補助の流れですけども、耐震診断をしていただいて、安全率等を確認していただいた上で、基準を満たしていないという場合は耐震改修、そちらの方につながるという流れになります。

広報活動ということですけども、基本的には広報やちまた、あとはホームページ、そういったところで活動を行っているんですけども、若干伸びがあまりないということで、今年度はもう少し回覧とか、あと、ホームページにももう少し分かりやすく掲載したりとか、あと、防災メール、そういったもので流して利用していただけるように進めているところでございます。

○小澤委員

この辺りについては、近年、大規模なというか、大きな震災が起こるかもしれないということも踏まえてですので、二次災害といいますか、家屋の倒壊も含めて被害が広がらないような対策につながると思いますから、ぜひ、引き続き取り組んでいただければ思っています。

続いて、決算書の181ページ、成果報告書254ページ、自転車駐輪場管理運営費ですけども、年々有料自転車駐車場の登録者、原付きも含めて減少している傾向を踏まえて、担当課としては、今後、駐輪場についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○海保都市整備課長

ご指摘のありましたとおり、有料駐車場につきましては、人口減少、コロナ禍等の影響によ

りまして、利用者数が減少している状況でございます。ただ、施設としましては、今後とも有効活用していきたいと思っておりますので、ホームページへの掲載、各中学校3年生を対象にした自転車駐車場登録依頼通知等を配布するなどして、利用者の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○小澤委員

続いて、決算書181ページ、成果報告書256ページの被災住宅修繕緊急支援事業費ですが、事業の成果、台風15号被害、または19号を受けてということではありますが、令和元年から交付決定のうちということで実績報告があった件数が終了したよということでもありますけども、交付決定をされたうち、どれぐらいの住宅が既に改修されたのか、また、今後、これはいつ頃まで続く見通しがあるのか、お伺いいたします。

○飯田都市計画課長

被災住宅の支援事業なんですけども、実績報告、これを全部足しますと930件になるわけなんですけども、こちらの方は工事は完了したということになります。令和2年度末で完了という形になります。

こちらの事業につきましては、今年の1月で受付、申請、こちらの方は終了という形を取っておりますので、新たな申請は受付はしておりません。残った件数、34件という形の方がまだ終わられてはいないんですけども、こちらの方については、今年度の予算の中で対応させていただいているところがございます。

○石井委員長

執行部、委員の皆様申し上げます。答弁の際は、委員長とか、はいとか言っていただいて挙手をお願いします。アクリル板でちょっと見えづらいところがありますので、ご協力をよろしくお伺いいたします。

○小澤委員

続きまして、決算書187ページ、成果報告書263ページ、空き家対策事業費ですけども、市内で空き家となっている建物の所有者へ適正に管理するよう指導したとありますが、相談件数が77件とありますが、相談の内容ですとか、成果については、どのようなものがあつたのか、お伺いいたします。

○飯田都市計画課長

こちらは相談件数77件なんですけども、こちらの方は基本的には所有者等を調べて、対応できるようにお願いをするんですけども、連絡等が付いたものが68件といった内容にはなっています。それ以外は連絡先が分からないとか、そういった方も何名かいらっしゃるわけなんですけども、基本的な対応としては、例えば、雑草等が繁ってしまったとか、ごみが捨てられているとか、あと、一部損壊しているので、その辺を所有者さんに知らせて対応してほしいとか、そういった内容が主なものとなってございます。

○小澤委員

相談件数が77件、うち連絡が取れたのが68件ということは、9件は連絡が取れずに対応ができなかったということによろしいでしょうか。

○飯田都市計画課長

連絡が付かないというのは、例えば、所有者が課税側に分からなくなっている、相続放棄とかをしているとか、そういった内容とか、あと、海外の方に出られているとか、そういったことで連絡が付かないといった内容が主なものになっております。

○小澤委員

それで連絡が付かないと、相談をされた、木が繁っているであるとか、例えばブロック塀が倒れそうで危険だよと、これは持ち主でないと基本的には直せないというものに対して、それは対応せずにそのまま放置というか、そのままにされちゃったのかどうか、お伺いします。

○飯田都市計画課長

現状では、こちらの方ではそこまでの確認になっておりまして、その先に進めていけていないというのが状況ではございます。

○小澤委員

なかなか空き家については、所有者または居住者の権利が保障されちゃっているところがあるので、勝手に切ったり、侵入したりとなると、法に触れてしまうこともあるでしょうし、今、空き家ですとか、所有者不明土地についても、全国的な問題になっています。

放置されると大きな災害が起きたときですとか、または先日は空き家の駐車場のガレージにスズメバチの巣があつて、通学路でもありますし、近所に商業施設等もあつて、非常に危険な状態というのがありましたので、全てに対応できるとは思いませんけども、やはり、市民の安全・安心の確保を含めて、空き家、所有者不明土地等々の問題は、今後、非常に重要な問題になろうかと思っておりますので、引き続き対応を続けていただければと思います。

取りあえず以上です。

○石井委員長

それでは、経済建設常任委員の質疑を許します。

○山田委員

それでは、決算書177ページ、説明書247ページ、都市施設管理費についてお伺いいたします。

こちらは決算額を見ると、平成30年や令和元年度に比べると金額は増額している。これに関してはどうしてもそのときの修繕や改修工事の内容、あとは見ると委託料で上がっているのは、それは流れとしてやむを得ないのかなと思います。

その中で、金額的に減っている部分があるのでそこに関してお伺いするのですが、光熱水費が令和元年568万2千466円に対して、令和2年度が474万2千581円、それと委託料の中でも八街駅防犯カメラ設置措置業務が、こちらは令和元年が61万350円に対して31万5千40円ということで減額になっているのですが、この要因をお聞かせください。

○海保都市整備課長

まず、光熱水費につきましては、八街駅の方のLED化が進められまして、そのために電気料の方が下がったということでございます。

次に、防犯カメラにつきましては、現在設置されている防犯カメラの方の老朽化が進んでおりまして、保守をしておりました業者の方から、これ以上保守の方は難しいということでお話がございます、保守の内容を清掃等をメインにさせていただいたということで、令和元年度と比べまして料金の方が下がったというところでございます。

○山田委員

それでは、光熱水費の方は電気代がLEDになったということで、これはもちろんそれで行くところは歓迎するところではあるのですが、今現状では八街駅、榎戸駅、まだLED化が進んでいない箇所等はあるのでしょうか。

○海保都市整備課長

こちらにつきましては、全てLED化は済んでおります。

○山田委員

そうしますと、じゃあ、これが基本的な光熱水費になるというような解釈かなと。よほど、例えば何かの増設とか、そういうことがない限りは、なるのかなと思います。

先ほどの防犯カメラの件なんですけれども、こちらは例えば金額が減ったこと、老朽化でという話があったのですが、防犯のシステムとして、例えば、効果が半減されているとか、そういう現状という認識でよろしいのでしょうか。

○海保都市整備課長

現状、老朽化は進んでおりますが、カメラとしての性能というのは特に支障はないものとなっております。ただ、カメラを設置したことで、当初は盗難等が非常に多かったために、こういう形になったと思うんですけれども、現状では、以前と比べれば盗難等の件数も大分減ってきている状況でございます。

○小澤委員

すみません、もう一点、お願いします。

決算書179ページ、成果報告書251ページの都市計画策定費です。

令和2年度に八街市都市計画マスタープラン全体構想の素案の策定が行うことができたということで、様々な意見を聞きながら今後の50年先、100年先を見据えた八街市の都市計画の構想を創っていくわけですけども、この素案について担当課として、今後の八街市の未来を見据えたすばらしい都市計画のマスタープランの素案が策定できたぞと、そういう感覚をお持ちなのかどうか、お伺いいたします。

○飯田都市計画課長

今現在で全体の案という形で、まだ修正はかけているところではございますけれども、20年たった中での改正ということなので、様々な世の中というか、周りの計画、もしくは世の中の流れが変わってきているのは実情でございます。ですので、まず、そういったところの整理というものをした上で、今後の総合計画等の内容を踏まえて、ある程度は形が取れていくのではないかとこのように考えております。

○小澤委員

すみません。きつい質問になってしまいましたが。

八街市の街づくりを考えていく中で、過去にも何度かお話をしてきましたけども、近隣市町との連携と申しますか、つながりというのも非常に重要なことだと認識をしています。まだまだ訂正箇所が多々あるかと思いますが、ぜひ、未来につながる都市マスタープランとなるように引き続きお願いをして質問を終わります。

○石井委員長

質疑の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分より再開いたします。よろしくお願いいたします。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時08分)

○石井委員長

それでは、会議を再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続けます。

まず初めに、富谷商工観光課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○富谷商工観光課長

先ほど、小澤委員の方からご質問がありました就労支援サイト「ジョブ・ナビ・やちまた」の登録数でございますが、登録事業者数につきましては、対前年度比で6件の増、アクセス数につきましては3千914件の増でございました。

以上です。

○石井委員長

小澤委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続いて、海保都市整備課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○海保都市整備課長

先ほど、山田委員より、八街駅のLED化の件でご質問がございましたが、現在、LED化につきましては、水銀灯の方を優先して交換しておりまして、駅自由通路等におきまして、一部、蛍光灯等がまだLED化されていない状況でございますので、今後対応してまいりたいと考えております。

○石井委員長

山田委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続けて行います。

歳出7款土木費について、経済建設常任委員の質疑を続けます。

経済建設常任委員の皆様、挙手の上、発言をお願いいたします。

○桜田委員

それでは、何点かお伺いいたします。

決算書175ページ、説明書240ページ、道路整備事業費でございますけれども、本年度の予算額と決算額、いわゆる予算執行率は大分悪いんですが、その内容についてお伺いします。

○中込道路河川課長

令和2年度におきましては、交付金の配分が当初予定していた例年の要望額に対しまして大

幅な減額となったことにより、交付金事業においては、事業量は減となっております。ただ、令和元年度末に追加補正分として3月に交付決定されたものが全額翌年度繰越しとなっておりますので、それを使いますと、例年度並みの事業量はできていると考えております。

○桜田委員

カリヨリなどがあると、やむを得ないと思いますけれども、なるべく執行率は、単年度予算決算ですから、執行率を高めていただきたい。

次に、道路の管理なんですけど、道路法29条、あるいは42条で、一般市民の皆さんに支障を及ぼさないように道路の管理をしていかなければいけませんけれども、令和2年度、いわゆる専決処分は何件あって、どのくらいの額になったのか、分かればお願いします。

○中込道路河川課長

令和2年度において専決処分にした件数は6件、うち1件は令和元年度に発生したものに對して令和2年度で補償をしていくものです。

○桜田委員

道路の管理については、住野16号線での事故に伴いまして、大変、住民の皆さんからいろんなご指摘をいただいております。令和2年度に、いわゆる住民要望で行われた事業、工事というか、それはどのくらいあるんですか。

○中込道路河川課長

道路改良工事等のほかの道路維持工事等は全て住民、あるいは区からの要望に伴いまして行っております。また、道路維持補修費の中の直営作業等も含めまして、道路維持修繕事業費については、区、あるいは住民要望によって行っているものでございます。

○桜田委員

令和2年度にグリーンベルト、これは新規にやられました、それともやっていない。やったとしたら、何キロくらいやったか、お伺いします。

○中込道路河川課長

道路改良工事等で当然引いてあったものが、道路の破損と同様に薄れたものに関しては、その工事で引き直しは当然行っております。工事として発注したのものに関しましては、一区1号線、東京都八街学園付近の横断歩道設置に伴いまして外側線、あとグリーンベルトを設置工事をいたします。工事分として発注しているようなところは1件です。

○桜田委員

次に、決算書175ページ、説明書244ページでございますけれども、成果の中で用水排水路ですか。これは92件やられたということでございますけれども、これは借地に伴う件数ですよ。公有財産として保有しているものを含めると、今、何件くらいあるんですか。

○石井委員長

桜田秀雄委員に申し上げます。科目名をおっしゃっていただいて、科目名を先に言っていたら、ご質問に入ってください。よろしくお願ひいたします。

○桜田委員

それでは、92件のうち、賃貸借契約、令和2年度に対象になった物件が件数は何件くらい

あるのか、内容を含めてお願いします。

○中込道路河川課長

令和2年度におきましては、以前からの継続分を更新しておりまして、新規はありません。

○桜田委員

決算書179ページの説明書247ページの都市計画総務費なんですが、成果の中で都市計画審議会、これはいつやられました。都市計画審議会の報酬の中で伺います。

○飯田都市計画課長

都市計画審議会は令和3年3月30日に1回行っております。

○桜田委員

報酬の予算が6万6千円、決算額が6万円になっていますね。会長が5千500円で委員が5千円だと思うんですけども、なぜこのような数字になっているのでしょうか。

○飯田都市計画課長

こちらの報酬につきましては、3名の委員の方が辞退されているので、金額はそのような形になっております。

○桜田委員

3月31日ですか、やられたのは。私も委員をやっているんですけども、報酬はもらった覚えがないんですよ。

○飯田都市計画課長

こちらの報酬の方は口座の方へ振り込むという形を取らせていただいております。こちらをご確認いただいておりますでしょうか。こちらとしては振り込んだような経過になっているということでございます。

○桜田委員

この差額は1名が欠席したという内容じゃないんですか。

○石井委員長

答弁、できますか。

○飯田都市計画課長

金額としては5千円で、3人ということは1万5千円、こちらの方が予算よりも少ない額の支出という形になっております。

○桜田委員

分かりました。

次に、決算書183ページの説明書では258ページ、公園緑地管理費なんですけれども、宅地内の公園についても500万円ほどかけてやられていますけれども、この事業というのは、現在、宅地内造成地の公園、130ぐらいあるんですかね。あると思うんですが、これはそういう団体からの要望があって、初めてやるものなのか、それとも市が計画してやられたんですか。

○海保都市整備課長

基本的には地元の地域の方が通常の維持管理等はお願いしておりまして、例えば、伐採とか、

何か大きな費用等がかかるものにつきましては、区の方から、地元の方から要望を上げていただきまして、随時対応しているというところがございます。

○桜田委員

宅地内造成内の公園について、見るにも耐えないような公園が結構ありますよね、雑草等ですね。ぜひ、そういう団体とも協議して改善の方向に努力をして、予算もあるでしょうけれども、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、決算書183ページの説明書260ページ、公園施設整備事業なんですけど、予算額が毎年減って、もちろん決算額もなっているんですけども、これは市民からの施設整備に関する要望というのは上がっていないんでしょうか。

○海保都市整備課長

基本的には、先ほどご説明させていただいたとおり、地元とか区の方から要望が上がったものに対して優先順位を付けて、市の方で対応しているところがございます、こちらは令和元年度と令和2年度で相当額の方が減額となっておりますが、こちらにつきましては基本的にはLEDの工事でこれだけの減額ということになっておりまして、区の要望等につきましては、こちらの費用とは別の費用で対応しているという分もございます。

○桜田委員

最後に、決算書187ページの説明書263ページ、空き家対策なんですけど、先ほどもちょっと話がありましたけれども、相談件数が77件あったということですけども、指導したということなんですけど、今の条例の中でどのような指導をし、解決に至った件数があるのかどうか、お伺いします。

○飯田都市計画課長

こちらは、まず、指導としましては、こちらの方は所有者等を調べまして、そちらの方に通知を出して、状況の説明、あと現場に行きまして写真を撮らせていただいて、その写真で状況を説明すると。それに対して連絡いただけるようにとか、仮に連絡いただけなかったとしても、至急現地を見て対応していただけるようにといった形をお願いとかをしているというのを指導という言い方をさせていただいております。

多くの部分は、対応はさせていただいております。対応いただけない場合で、再度、そういった通報があった、まだやっていただけていないということがあれば、何度かこちらからもお願いするといったことは続けております。

○桜田委員

この77件、いろいろ、今、ご答弁をいただきましたけれども、現行の法制度、あるいは条例制度の下で困難であると、そのような判断をされた物件はありますか。

○飯田都市計画課長

現在、空き家の関係でいいますと、空き家に関する特別措置法、こちらの方が基本的な法律になっておりまして、それに従って我々の方も指導していくという内容になります。そちらの方の内容でいいますと、特定空き家の認定をいただいている内容というものがあるんですけども、判定までは行っているんですけども、認定というところまでは、現在のところ行っ

ていないので、それに基づく指導ということは現在は行ってはおりません。

○桜田委員

以上です。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。

○小川委員

それでは、2点ほどお伺いいたします。

決算書171ページ、説明書が232ページです。この中で、資材置場維持管理ということでございますけれども、光熱費等で20万円前後で推移していると思うけど、昨年については修理等も入っていますが、その内容を直営工事または作業、これは。

○石井委員長

小川委員に申し上げます。ページ数はおっしゃっていただいたんですけども、科目名をおっしゃっていただいて、質問をお願いいたします。

○小川委員

土木施設管理費です。その中で直営工事、これは職員の方がやられていると思うんですが、作業、また工事の内容について、日々、職員の皆さんは外へ出て一生懸命やられているのは承知しているところでございますが、大まかな内容についてお伺いいたします。

○中込道路河川課長

直営工事につきましては、日々毎日のように職員において作業を行っております。主な内容としましては、やはり、多いのは、区、あるいは市民からの要望に応えまして碎石敷き、また側溝の蓋等の補修やパッチングなど、簡易的な舗装、水路などの土のうを用いての補修、あるいは倒木などの樹木の伐採、草刈り、あとの除草、あとは緊急なものに関して安全対策、道路に被害が及びそう場合は安全対策を直営で行う場合もございます。また看板等の設置など、様々なものに対して、日々行っているところでございます。

○小川委員

それでは、もう一点。

○石井委員長

小川喜敬委員、挙手をしてお願いします。

○小川委員

それでは、もう一点、お伺いいたします。

令和元年度の台風15号、19号、24号と大変な甚大な被害を受けたわけでございますが、この作業上、昔、私なんかも覚えがあるんですけど、土のうをそちらに取りにいったような記憶もあるんですけども、今現在、在庫の土のうの数等は、どのぐらいの数量があるのか、教えていただきたいと思っております。

○中込道路河川課長

つい先日、職員で土のうを作る作業を行っていただきまして、現在、ストックとしまして約4千袋ございます。

○小川委員

ありがとうございます。

台風シーズンを迎えるわけですので、備えあれば憂いなしというので、ぜひ。よく私らも聞かれます。商店街のシャッター、大雨のとき閉めまして土のうを前に置くと水が入ってこないで心配ないと。もし切れたりなんか、そういうことがないように1つご尽力のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。

経済建設常任委員の質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

委員外委員の質疑をお願いいたします。

○小高委員

決算書177ページでございます。成果報告書245ページ。これは流末整備に関わる部分でございます。説明書の中に不動産鑑定を実施し、購入に向けて行ったとありますが、不動産鑑定というのはどういうところに発注するのか、お伺いいたします。

○中込道路河川課長

こちらの不動産鑑定は、有限会社橘不動産鑑定所となっております。

○小高委員

我々、市民の方々は、税金は評価額に基づいていわゆるお支払いしているわけですね、不動産、土地の。以前、うちも不動産に携わっていたことがあって、その評価額が基準となって実勢価格が多少上だったり、評価額を割るということはなかなかなかったわけですよ。でも、様子を見ていると行政で土地を購入したりするときというのは、評価額とかなり差異が出ているというケースも見られると思います。その差異に対しては、行政としてはどのように考えてきたのか、お伺いいたします。

○中込道路河川課長

当然、鑑定士の方も評価額を基にして鑑定額を出していただいております。また、土地は、一筆一筆によって、形や面積、広大な土地なのか、小さい土地なのか、そういうところで売買価格が変わってきますので、その辺の細かいところについて鑑定士さんをお願いするものです。

○小高委員

今回は1社で鑑定したようですけど、多分、鑑定する会社によって、また金額的な差異が生まれてくるんじゃないかと。その辺も十分気を付け、また場合によっては数社を入れる必要もあるんじゃないかなという考えを持ちながら、今、聞かせていただきました。

続きまして、決算書183ページ、公園緑地管理費についてお伺いいたします。

概要説明では259ページですが、その中の詳細の中で、けやきの森公園管理業務がございいます。これは以前、説明を受けた、恐らく、大きなケヤキの伐採が入っているから金額が増加しているのではないかと思います。結果的にケヤキの木を伐採するに当たっては、何本ぐらい、どの程度、どういう仕様を基に、どういう費用がかかったのか、詳細をお伺いいたします。

○海保都市整備課長

こちらにつきましては、けやきの森の公園高木剪定業務といたしまして、ケヤキ48本、ムク5本、杉6本、その他11本の剪定並びに伐採を行いました。

○石井委員長

海保都市整備課長、どのような趣旨で管理を行ったかというご質問です。どのような要項で行ったかという質問に教えてください。

○海保都市整備課長

こちらにつきましては、令和元年度の台風15号により、けやきの森公園内で相当の倒木等がございまして、そちらの方を鑑みまして令和2年度において実施したわけがございいますが、こちらにつきましては、業者の方に見ていただきまして危険と思われるものを選定していただいて、剪定なり伐採等をしていただいたところでございいます。

○小高委員

過去にけやきの森公園もそうだと思うんですけど、教育委員会部門でもありましたが、樹木医に見てもらったというケースがございいます。今回は業者ですか。なぜ樹木医でなく業者選定なのか、樹木医さんはどうしたのかなど。

○海保都市整備課長

樹木医さんにつきましては、あくまでもケヤキの状況というところで見えていただいたことはございいますが、今回につきましては、主に県道側、道路の方に倒木のおそれがあるというところで、そちらの方を優先で伐採等をさせていただきました。

○小高委員

そうすると、いわゆる主観みたいなものですよね。樹木医さんが見て、仮に葉張りがあっても、危険でなければ問題ないと。ただ、台風によって落ち葉の落葉はかなりあるかもしれないけど、その線引きというのは非常に難しいことだと思うんです。

また、発注に対して聞きますけど、どういう仕様で、ほかの公園管理等もそうですけど、現状の樹木の寸法を書いて、そこから正確にこのぐらい伐採してくれとか、また、写真で説明してこの部分を伐採してくれとか、そういうような話でなく、漠然と発注するような様子もちょっと見受けられます。その点はどういうふうにして発注、また、工程での管理、また完了の検査を行っているのか、お伺いします。

○市川建設部長

けやきの森のことでございいますが、令和元年度のときに巨木の方が倒れてしまって、抜根までさせていただいたんですが、事故がないようにということでまずは強剪定といたしまして、

強風にも耐えられるようにという形で剪定させていただきました。

また、公園の利用者からも、枝がよく落ちてくるということもございました。公園利用者の方の安全確保の観点からも、一部分、通路側、園内側の危険を回避するという形で、県道を含めて、先ほど都市整備課長が答えた本数を伐採したものでございます。あくまでも、こちらの方は市として倒木等がないように、事故がないようにという形の考え方で今回剪定したものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○小高委員

ケヤキの木というのは、枝を打つと、結構そこから雨水等の侵食によって腐食、または穴開きとかが生じます。その、じゃあ予防はどういうふうにしたのか、お伺いいたします。

○市川建設部長

何か伐採という形で、根から切っていただいたケヤキがあるんですけども、そういう形については腐食防腐剤を塗りまして、対応させていただくと。また、危険のないようにという形で、膝の高さぐらいで座れるような形で対応していただいたところでございます。

○小高委員

道路沿いの方は枝の伐採ということで、高いところなので伐採はいいんですけど、枝打ちの場合には、そううまくはいかないと。今後も継続して、木の状況を注視していく必要があるのかなと。また、伐採行為時に樹木医を入れることも、この令和2年度の事業によって必要になってくるのではないかと思うわけです。

今後とも、この辺は一般質問等ではやらせていただきます。

決算においては、分かりました。ありがとうございます。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員以外の質疑を許します。

○木村委員

2点ばかり質問させていただきたいと思います。

決算書だと179ページ、成果表だと248ページなんですけども、住宅リフォーム補助事業費についてお伺いいたします。

今、毎年500万円ずつ予算を組んでいただきまして、決算額が大体250万円から270万円ぐらいということで、今年度も253万2千円ですか、決算が出ておりますけども、この内容はどのようなものなんですか。

○飯田都市計画課長

住宅リフォームの補助事業なんですけども、こちらは毎年50件ということで予算の方を要求させていただいております。

こちらは国の補助金を活用させていただきながら事業を行っているわけなんですけども、こちらの方は当初は満額付いていた時期もあるんですけども、現在では満額採択いただけないというような状況が続いております。その中で補助金を最大限に活用できる件数というところとこれまでの実績等の中から、実施の段階では30件という形で募集をしているという形になっておりますので、決算上は250万円ぐらいで終わっているといったものが現状となっ

ております。

○木村委員

予算額に対して、いつも少し残っているような、限度額まで行っていないかなというふうに思っていますけども、最大の補助率というか、補助額、事業成果のところ、補助対象件数が31件で、補助限度額が10万円になっていますけども、今、リフォームに対しては1件当たり10万円が限度ということでやっておられるんですか。

○飯田都市計画課長

全部10万円で交付しております。

○木村委員

八街市の補助金制度ということで、住宅リフォームで計算すると、ものすごいいっぱい出ているものがあるんです。不動産屋さんの新築そっくりさんとかというようなものもあるんですけども、リフォームで100万円から200万円出ますよとか、出ているんですよ。こうして見ると、市の今出している住宅リフォーム事業とインターネットで検索したときのものが、かなり差が出ているんですけど不動産屋がしているのは、これはかなり過大広告になっているんでしょうね。長期リフォームでも、最大200万円出ますよとか、こんなのは八街のホームページから、八街市の住宅リフォームということで検索していくと出てくるところがあるんです。これとは全く関係ないんですか。

○飯田都市計画課長

市の方で行っている事業としては、こちらの住宅リフォーム、こちらの方の事業だけになりますので、それ以外のものは直接関係があるものではございません。

○木村委員

関係ない。

市の補助金制度に対しては、大体締切りは、補助額が残っている範囲では受け付けてはいるんですか。

○飯田都市計画課長

交付の対象という形で、今年度は30件、あとは金額幾らという形で設定しておりますので、こちらの方は到達次第、受付終了という形になります。今年度については、初日で大部分の方が来ていただきまして、1週間しないうちに全件埋まったといった内容になっております。

○木村委員

私の近所の人なんですけども、今年度の話なのであれなんですけども、住宅のリフォームをしたいということで申請に行ったら、もういっぱいだから受け付けられませんという話だったと。毎年、こうやって残っているんですけども、今年度に関してはかなり利用が多かったんですね、令和3年度はね。今年度の話なので、結果は出ないかもしれませんけど。

○石井委員長

事業傾向だけ伝えてください。

○飯田都市計画課長

今年度につきましては、先ほど言ったような形で、すぐに埋まったという状況でございます。

ただ昨年につきましても、同じように30件という形で募集はしていたんですけども、昨年は受付は同じ7月中旬頃から始めまして、11月ぐらいまで30件は埋まらなかったという内容にはなっております。年によって、いろいろ申請が多い年もありますし、あまりいらっしゃらないというときもありますので、その辺は何とも言えない状況なのかなと。ただ、ゼロ件とかというわけではないので、そういった要望はあるんだなということは理解しております。

○木村委員

ありがとうございます。

限度額が残っているときは、年度いっぱいまで窓口を開けておいていただきたいなというふうに思います。

もう一点、決算書183ページ、成果表の259ページになりますが、公園の除草に関して、今、宅地造成地内の公園緑地管理業務という形で583万1千800円計上されて、除草、それから剪定、伐採業務と書いてあるんですけど、公園の雑草だとかいうのは地元の方たちがお願いすると、やってもらえないというお話を聞いております。伐採をして束ねておいてくれば、引き上げてくれるという話を聞いたんですけども、ここでは伐採、除草、剪定等を計上して538万円を計上しているんですけども、実際には公園内の除草に対しては、市の方では対応しいなことなんですかね。ここに今計上しているのとちょっと違うような気がするんですけども、やっていただけるなら助かりますけども、この説明をお願いいたします。

○海保都市整備課長

基本的には開発等で帰属を受けた公園につきましては、地元、または区の方で除草等、日常的な業務はお願いしているところでございます。ただ、先ほどもご説明させていただいたとおり、高木など、樹木が育ってしまっていて、通常ではできない伐採等高木剪定なりについては、市の方で直営または業者委託により実施しているところでございます。

また、開発の中でも、まだ住宅が建っていない場所につきましては、市の方で委託してやっている場所も一部ございます。

○木村委員

今、538万円も計上しているので、これはまだ住宅に人が入っていない場所での作業にしては、ちょっと多いのかなというふうに思うんですけども、現実的に少子高齢化になって、なかなか自治会に加入している方たちが高齢化しちゃって、若い人たちが少なくなってきていますよね。そういう意味では、これから市の方も、そういう人たちが管理している、しなくちゃいけない公園、これに対して助成をしていくということは非常に大事なことだろうというふうに思っていますので、ぜひ、これを今の現状を見据えて、住宅にもう人が入っている場所であっても、公園の管理は行政の方もなるべく応援していただきたいというふうに思っていますけども、この辺の延長線上だったらそんなに負担がかからないでできるかなと思いますけど、その点、どうでしょうか。

○海保都市整備課長

一部、どうしても地元の方で緑地なり公園以外にも、うちの方では管理しておりますが、法面等、ちょっと難しいところもございますが、基本的にはお住まいになっている方々で日常業務につきましては、簡単な除草等につきましては、今後お願いしていきたいというところで担当の方は考えております。

○木村委員

なかなか平行線をたどってしまうんですけども、そうすると、ここの、今、計上されている除草、剪定ですとか、伐採というのは、これの内訳はどういうことなんですか。詳しく教えてください。

○海保都市整備課長

こちらの方につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、通常、地元の方ではなかなか伐採できないような大きな木とか、緑地法面、傾斜があつて、なかなか難しい、そういうところにつきまして市の方で実施しているというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○木村委員

そういう困っているところに対するという漠然とした物の言い方ではなくて、じゃあ、どこに幾らかかったのか、教えてください。

○海保都市整備課長

それでは、主なものとしては、まず、プロムナードヒル、団地内の公園剪定、東吉田の白幡地先の除草、あとは希望ヶ丘ガーデンタウンロイヤル団地など、法面の部分の伐採と草刈り等となっております。

○木村委員

ここは人がもう既に住んでいるところでしょう。そこの管理ですよ。ちょっと矛盾するよな気がするんですよ。

○海保都市整備課長

法面、主に斜面で緑地扱いとなっている、公園ではない緑地となっている部分と、あとは周りに住民が張り付いていない公園の除草、伐採となっております。

○木村委員

なかなか人が住んでいても管理しきれない部分が出てきています。高齢者になりますと、作業をしてけがでもしたり、また、公園がぼうぼうになっていると、火の不始末で引火して大火事になりかねない場所もありますので、今後の検討材料として、この辺のところを今後考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員以外の質問を許します。

○加藤委員

決算書183ページ、説明書で259ページ、説明書の中に遊具の点検業務93万2千800円、遊具の点検をしたということになっていますが、これは何か所ぐらいの点検をされた

のか、それと、その後の対処はどうしたのか、教えてください。

○海保都市整備課長

令和2年度につきましては、遊具点検として234か所の方の点検を行いました。指摘がありました場所につきましては3か所の遊具の方の修繕を実施しております。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○林（政）委員

2点にわたって質問します。

決算書の175ページ、道路整備事業費についてお伺いします。

従来から市の方で、枝が出ていたり、茎が出ているやつは切ってくださいということで、広報なんかでやっていますけども、駅前の駅に続くケヤキなんですけども、キープレフトの大型のバスが左に寄れないんです。道路に出ているんですよ、4.5メートル以内で。この管理はこの予算に入っていますか。

○石井委員長

担当課長、答弁はできますか。

○市川建設部長

市役所の正面から駅の北の方なんですけども、こちらにつきましては、昨年度、職員の直営の方をしております。やはり、伐採も何年間に一遍、委託、あるいは直営でやっているんですけども、毎年伸びてきてしまっていますので、今後につきましても、パトロール等で危ない箇所につきましては、こちらの方でも対応を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○林（政）委員

この前、道路河川課の方に秋田市の例を出して、こういう街路樹の剪定をやっていきますということでお願いしたら、そのままなんですよね。要するに、道路から出ているやつは、元から切っちゃって、4.5メートルの空間を作らなきゃいけないんです。今のだと、バスがセンターラインを通っていますから、ぜひ、ご検討をお願いします。

次、決算書187ページ、市内で空き家になっている所有者に適正管理を指導したと。ほかの委員からも出ていますけども、これを指導した結果はどうなっていますか。

○飯田都市計画課長

結果ですけれども、雑草等で対応していただいたりとか、看板の落下とか、そういったものもありますので、そういう対応をしていただいたりとか、全部対応というわけではないんですけれども、ある程度の対処はしていただいているというふうに理解しております。

○林（政）委員

指導の結果、先ほど、ほかの委員からもありましたけど、枝とか、そういうものが伸びていた場合に、指導して、指導し放しなんですか。その結果を求めないんですか。ちゃんと確認しないんですか。今のお話だと、看板を立てましたとかというお話なんですけど、相談に対しての再度の指導は確認しているんですか。今のお話だと、どうしても聞いていただけない

指導に対しては、はっきりした態度を示さないように聞こえますけど、いかがですか。

○飯田都市計画課長

すみません、ちょっと説明があれなんですけども、そのときに限らず年度末等で通報を受けたところは現地の方に確認に行きまして、対応していただいているところは当然なんですけども、対応していただいていないところも確認した上で、また、再度通知をするといった対応をしております。

○林（政）委員

空き家というのは、非常に難しく、中には相続とか、要するに所有権がすごいはっきりしないところがあって、都市計画だけじゃ無理じゃないか。一緒にどこかとやらないと、担当課だけでは空き家の問題は処理できないんじゃないかと思うんですけど、もう一度、お願いします。

○飯田都市計画課長

おっしゃられているように、空き家だけ、私どもが担当課ということで所管しておりますけれども、例えば、道路とかそういう形で、はみ出ているとかというものがあれば、内部的にもそういった部分は共有して、必要があれば併せてお願いするとか、跡地、そういったものも環境課と話した上で対処するとか、そういった連携は取るようにしております。

○林（政）委員

これは市川部長にお聞きしたいんですけど、もっと部長の方から指導して、対処チームみたいにしないと、この問題は解決しないと思うんですよ。1担当課だけ攻めても駄目なので、部長の方からほかの道路河川も総合的にやらないと、この問題は解決しないと思うんですけど、この辺の見解をお伺いします。

○市川建設部長

確かに空き家という非常に難しい問題、先ほども申しましたように所有者がいますので、勝手には対応ができない、非常に難しいところがございます。担当課の方も非常に研究して連携を図っているところがございますが、こちらにつきましては、やはり、適切な解決もなかなか見つからないところがございますが、近隣自治体等の状況も調査しながら、今後、調査研究していかなければならない問題だと考えております。

○林（政）委員

そのとおりなんですけど、ここで答えは、空き家対策にいろいろな問題はあるんですけど、チームとして建設部として指導していきますという答えが欲しいんですけども、今、周辺を研究するじゃなくて、こういうふうにやりますと言ってくれないと、担当の課が動かさないうですよ、担当課長が。中込課長にこれをやれといっても都市計画の問題もあるので、せっかくこの予算を計上しているんですから、決算に出ているんですから、それは部長の方から、やりますという答弁をお願いします。

○市川建設部長

委員のご指摘は重々承知はしておりますが、こちらにつきましては答弁の方は控えさせていただきます。

○木村委員

控えさせてもらわずに、これで、さっき木村委員の質問もありましたけど、困っている方々が実際にいるんですよね、空き家に限らず公園も含めて。こういうのを、じゃあ、どこに問題を持っていったらいいかということになりますよね。これはやっぱり部長ですから、必ずやりますという答弁をしてくれないと、話が終わらないじゃないですか。よろしく願います。

○石井委員長

林政男委員に申し上げます。答弁の強要はできませんので、これで質疑を終了させていただきたいと思えます。

審議中ではございますが、10分間程度、休憩をさせていただきます。よろしく願います。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時14分)

○石井委員長

それでは、会議を再開いたします。

市川建設部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市川建設部長

先ほど、林政男委員の質問がございましたが、空き家対策につきましては、緊急の問題でございますので、今後、私どもとしても努力はしてまいりたいという形で考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

また、先ほど言ったケヤキの点でございますけれども、できるだけ早めにやるように、今後、予算の方があれば今年度中に、なければ新年度という形も考えられますので、今後、できるだけ早めにやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○石井委員長

林政男委員、それを受けていかがですか。

○林（政）委員

ありがとうございました。

○石井委員長

よろしいですか。

それでは、ほかに経済建設常任委員以外の質疑を許します。

○小高委員

決算書175ページでございます。道路安全対策事業費からお伺いたします。

ここは台風災害によって、今後、インフラが危ないと思われるところの木を伐採したわけですが、その中で最後に植林を行うという項目が説明されております。植林の状況、どういうものを、どういう形で行ったのか、今後、恐らく管理費もかかるのかなと思いつつお伺いいたします。

○中込道路河川課長

はありました。やはり、それに従ってやっていくのが本来ではないですか。国の補助金があるとかないとかじゃなくて。

この間も地域経済波及効果というのは、住宅リフォームの助成に関しては、その効果は14.5倍あるんだ、こういったことは市長自身も認めている事業だというふうに思うんです。50パーセントの執行であれば、その経済波及効果は半減してしまう。特に昨年の台風、また、コロナ感染の影響は市内業者の営業を大変圧迫しているわけです。そういうようなときだからこそ、この事業の100パーセントの執行が必要ではないかなというふうに思いますが、その辺については、どんなふうにお考えでしょうか。こちら辺は部長かな。

○市川建設部長

先ほど、担当課長からもお答えしたとおり、限られた財源という形で国、県等の補助金を活用しながら本市の事業を進めているところでございます。確かに、私どもとしてもできるだけ50件、500万円を執行できるようにという形で、国等への話はしておるんですが、なかなか財源が今のところ来ていないという形でございますので、また、こちらにつきましては、令和2年度までにつきましては、昨年度、台風の関係の方も大分多くリフォームの方があったということもございまして、今年につきましては、こういう形で31件という形での事業を今年度は締め切られたところでございますが、新年度に向けまして、また、こちらの方も検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員

今年度については、先ほども答弁がございました。7月14日から受け付けて、その日でもう締め切りましたという答弁がありましたね。だから、30件でもう切っちゃっているんですよ。だから、そうじゃなくて、市民ニーズがあるわけなんですから、はらをくくって500万円という補助金を確保したわけですから、市が国の補助金が足りなくとも、はらをくくって500万円を補助金として活用すべきだと、このことを私は言いたいと思うんです。ぜひ、今年度、30件で打ち切ってしまいましたけど、再度再開して、50件になるまで、ぜひ対応していただきたい。もちろん来年度も50件、それをぜひ対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市川建設部長

こちらにつきましては、私どもとしても、できるだけ新年度に向けてという形で考えていければというふうに考えています。

7月、確かに、今年度、募集を開始して、その日ではなかったんですけども、早い段階で打ち切り等をしてしまったということは大変申し訳なく考えております。これらも踏まえまして、新年度に向けての検討をさせていただければと思っております。

○丸山委員

ここが打ち切ってしまったから、もう打ち切ってしまったではなくて、議会はいいですよということで、この予算を取ったわけでしょう、予算はね。ですから、これをきちんと対応すべきじゃないの。国の補助があるとかないとかではなくて。まだ、この住宅リフォームを利用したいですよと手を挙げている方はいらっしゃるわけですから、市民の中には、やっ

ぱり、これは打ち切ってはまずい。

これは議会に対する冒瀆でもあると思うんです。議会は、500万円、どうぞいいですよ、使ってくださいということを行っているわけですから、それに対して執行側が、いや使いませんなんて。執行側がこの予算を求めてきて、議会がいいですよと認めているんですから、どうぞ500万円使っていただきたいと思います。今年度の30件で切ってしまうのではなくて、引き続き対応をしていくべきだというふうに思います。ぜひ、その辺を検討いただきたいと思います。どうですか、その辺は。

○市川建設部長

先ほどもご答弁させていただきましたが、新年度に向けての検討という形でご理解いただければと思っております。

○丸山委員

やはり、今、市民がどんな状況なのか、よく把握していただきたいと思います。一昨年台風、そして今回のコロナ、事業者の皆さんは本当に大変な状況です。そういう中で少しでも仕事があり、補助がある、こんなに心強いことはないと思います。ぜひ、国から補助金がもらえるかももらえないか、そこよりも、市民の皆さんの暮らしが、一体、今、どうなっているのかというところをよく考えて、これは絶対に執行していただきたい。市長にもそのことを強く求めたいと思います。

それから、私、時間がございませんので、決算書23ページの使用料及び手数料、歳入です。

この中で土木使用料の住宅使用料は、前年度比210万円の増となっております。2千792万9千430円となっているわけですが、滞納者世帯は何件だったのか、また、収納率は何のぐらいだったのか、お伺いいたします。

○飯田都市計画課長

令和2年度の住宅使用料、こちらの方のまず収納率についてですけれども、こちらは63.02パーセントになります。それから滞納世帯数、こちらは過年度等を含めて66世帯となります。

○丸山委員

予算の審議のときには、現在の入居可能住宅に対して、九十九路の入居率は85.4パーセント、それから長谷では90.8パーセントという答弁がございました。現在はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。現在、令和2年度。

○飯田都市計画課長

令和2年度末という形ですけれども、まず、九十九路、こちらについての入居率、こちらが81.25パーセントです。それから、長谷団地、こちらの方が84.16パーセントです。

○丸山委員

これは台風等の災害の結果、こういう状況になったのかというふうに思いますけれども、入居に関して、入居決定の後、4か月か6か月しないと入居できないという状況に、市民が悲鳴を上げているんです。なぜ入居決定からそんなにかかるのか、その辺については、どのような対応がされているのか、お伺いいたします。

○飯田都市計画課長

実際、入居が決まってから4か月から6か月ということで、説明させていただいた中でかかっているわけなんですけれども、こちらの方は、先ほどおっしゃられた、入居率の関係等で入居の方が少しずつ上がってきている状況にはなっております。

ただ、それに対して使われていなかった部屋、こちらの方を徐々に使うようになってきているわけなんですけど、こちらの方の傷み具合、そういったものが大きくなっておりまして、その修繕等にかかる期間、こちらの方が以前よりもかかっているということ、期間的には延びているというのが現状でございます。

○丸山委員

住宅は市が準備していますけれども、住宅に困窮している市民のために住宅はあるわけですから、入居を希望してから4か月も6か月もたないと入居できないということは、もう住宅の役割を果たしていないと思うんです。幾ら修繕に時間がかかるといっても4か月はかからないだろう。本当に入りたいという希望者のためには、もっと手前に工事を早めて、そして即入居できる、そういう体制を取るべきではないかというふうに思います。

入居したくても入居できない、生活がもう本当に困ってしまっているという方々が、4か月も6か月も待てないのは事実です。ぜひとも、そういう点での改善をお願いしたいと思います。その辺について、いかがでしょう。

○飯田都市計画課長

現状としては、先ほど説明させていただいたような内容にはなっているんですけども、契約等の事務とか、そういったところも含めて何か改善点等があるようであれば、なるべく早くそちらの方を対応して、少しでも早く入居いただけるように研究してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

あと、住宅の問題では、住宅の維持管理では、朝陽団地、あるいは交進団地、大変に老朽化が進んでおります。特に朝陽の屋根等は台風の後、いまだにビニールがかかっているわけです。なぜ、あれをきちんと修繕しないのか。ただでさえ大変な状況の団地なのに、あのままでいいのかという大変、私は疑問を感じるころなんですけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○飯田都市計画課長

朝陽団地について、今、ブルーシートがかかっているというところが、入居をされている方がご本人で作られた太陽光のパネルがありまして、そちらを本人で修繕された、修繕といたしますか、ブルーシートを敷いているというような内容になっているということでございます。

○丸山委員

入居している人が勝手にやったから、後は知らないよということなんです。それじゃまずいでしょう。市がやらないから、本人がやらざるを得なくなって、ビニールをかけているわけでしょう。もっと、そこら辺は丁寧な対応をすべきじゃないですか。あなた方が勝手にやったから市は知りませんなんて、そんな管理の仕方はありません。どうでしょうか。

○飯田都市計画課長

ちょっと説明があれなんですけど、今回、今、おっしゃられているというのが、ご自身で作られた太陽光パネル、市の附属のいわゆる施設ではなくて、ご本人で作ったというものというふうには理解しておりますが、なのでやることができないというような現状なんですけれども。

○丸山委員

そうではありません。台風の後、市がやってくれないからビニールをかけてある、そういう場所があります。太陽光は関係ありませんよ。実際にそういう場所があります。やはり、それはそのままにしておかないで、きちんと対応すべきであると。

朝陽にしても、笹引にしても、交進団地にしても、大変老朽化が進んでおりまして、本当にそれぞれの団地に市民をそこに住まわせていいのか、そういう責任問題もこれからは発生するんじゃないか、大変心配しているところです。

住宅政策をきちんと持つべきであるというふうに思いますが、今後はどんなふうにお考えなのか、それはどうでしょうか。

○飯田都市計画課長

市営住宅全体の修繕や今後の考え方につきましては、公営住宅の長寿命化計画の中で方向性というのは作っておるわけですが、そちらの中では九十九路団地と長谷団地につきましては、改修等を行って、入居の方の募集も行っていく形ですけれども、それ以外につきましては、朝陽につきましては、現状の中で維持補修して継続していくと。それ以外は用途廃止という形になってきますので、なかなかそれを大きな形で修繕していくというのはできない状況なのかというふうに考えております。

ですので、先ほどいただいたのが朝陽団地の話ということで、限って太陽光パネルの話を見せていただいたんですが、それ以外の場所につきましては、例えば、ブルーシート等がもしあって、住まれている方がいらっしゃるということであれば、完全に全部直すという形ではないのかもしれないですけども、雨漏り等はしないような対応をして維持管理をしていくといった内容になるかというふうに考えております。

○丸山委員

やっぱり、文化的な生活を提供するというのが公営住宅の役割です。今の住宅では文化的な生活とは言えません。特に交進団地は大水が出ますと、汲み取りのトイレの中のものが出たり入ったりするような状況です。そういう不衛生な状況をいつまで置いておくのか、大変、私は疑問を感じるところです。ぜひとも早急な住宅の計画をつくるべきであるというふうに思います。

以上です。

○石井委員長

要望ということでよろしくお願ひいたします。

ほかに経済建設常任委員以外の質疑を許します。

○加藤委員

決算書の173ページ、説明書は237ページ、この中に赤道の払下げの用地測量ということで、先ほど、小澤委員の質問もあったと思いますが、これは何か所で、面積はどのぐらいあって、その後払下げをされたのであれば、どのぐらいの金額になったのか、その辺を教えてください。

○中込道路河川課長

令和2年度で現状機能がない赤道等の払下げにつきましては、2件ほどあります。1件は文違地区で22.27平米、金額にして10万9千123円、もう一件が大谷流地区で542.25平米、金額で157万2千525円となっております。

○加藤委員

いいです。

○石井委員長

ほかに常任委員以外の質問を許します。

経済建設常任委員以外の質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

それでは、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

これから審査順番5に移ります。

歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出10款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費に関する事項、歳出10款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費の審査を行います。

まず初めに、経済建設常任委員の質疑を許します。

経済建設常任委員の質疑をお願いいたします。

挙手の上、発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がないようですので、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がないようなので、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

会議中ですが、ここで10分ほど休憩いたします。休憩後は下水道事業会計及び水道事業会計の審査を行います。職員の出入れをよろしくお願いいたします。

(休憩 午後 2時38分)

(再開 午後 2時48分)

○石井委員長

それでは、休憩前に引き続き、質疑を続けさせていただきます。

これより議案第12号、令和2年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ

いての審査を行います。

まず初めに、経済建設常任委員の質疑を許します。

経済建設常任委員の皆様、よろしくお願いします。

○角委員

1つだけ確認なんですけども、事業報告書の17ページにマンホールの蓋の交換工事が42か所とあるんですけど、すみません、確認なんですけど、マンホールの蓋の交換というのは計画的に行われているものなんでしょうか。

○中村下水道課長

マンホール蓋の交換工事というのは、今回までは長寿命化計画と申しまして、劣化したマンホール、スリップ防止とか、あとは、さびてしまったとか、そういったものを計画的に長寿命化の補助金の交付金をいただきまして、交換をしております。

○角委員

それでは進捗状況的なものはどうなのか。

○中村下水道課長

長寿命化計画というものが始まりまして、現実的にそれを設計をしているわけなんですけども、どのぐらいやらなければいけないとか。耐用年数というのが15年ぐらいでございまして、現実的に今行っているのは、国県道の交通量の多いところを主としてやっておるんですが、概ねそれが800個か1千か所ないぐらいの個数だと思うんですけども、それが3年目でございます。今、進捗としては15パーセントくらいなんですけど、これが新しく、もう少し拡大された補助制度ができて、ストックマネジメント計画というものができて、それにつきまして、マンホールの蓋だけではなく、マンホールの修繕とか、管渠の改修とか、そういったものを、もうちょっと広く長寿命化と申しませうか、そういった交付金の制度ができましたので、引き続き鉄蓋以外のものも含めて継続的に耐用年数、もしくは劣化しているものをやっていきたいと考えております。

○角委員

いいです。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。質疑はございますか。

○小澤委員

水洗化人口が年々減少しているんでしょうか。そういった中で区域内の整備を進めていらっしゃると思うんですが、予定どおり計画した工事は昨年度、令和2年度は全て完了したのかどうか、お伺いいたします。

○中村下水道課長

汚水の工事につきましては、前年度からの繰越しとか、そういったものもございまして、概ね計画どおりに進んではございますけども、水洗化人口というのは転出されたりとか、いろんな形で使われている世帯の人口が減っておりますので、そういった意味で、進捗は進んでおるんですが、水洗化人口は減っている、そういう状況でございます。

○小澤委員

区域内にも新たに住宅地が設置されたりしているじゃないですか。そういった人口というのは、水洗化人口、住めば増えるということでもよろしいんですよね、単純な話で。

○中村下水道課長

最近、用途地域の中に開発等が進んでおりまして、そこに家も建っておりますし、公共下水も併せて整備されておりますが、そこで増えた人口というのは、この中に含まれておるところですが、そういった中でも転出されたり、高齢化というのもございます。お亡くなりになったとか、そういった形の人口的なものが減っているということで、相殺されて、こういう人口的には、今、減っていると状況というのがあるようでございます。

○小澤委員

ありがとうございます。

じゃあ、149減少したというのは、増えた方もいれば減った方、相殺して減っているということでもよろしいですか。ありがとうございます。

それと、そこまで下水が来ているんだけど、もうちょっとここまで延びないのと思うところが実はあって、そこは最上流だったりするんですけども、そういったところというのは、順次計画をしながら進めていくという解釈でよろしいでしょうか。

○中村下水道課長

用途地域の中に認可を取っている下水道の区域、ここまでは整備を今の段階ではできますよという区域があるんですが、拡大をしていく中で、そこで止まってしまっている部分というのもございますが、ここでそれなりの区域拡大しておりますので、家が建つとか、そういう土地の形態が変わった段階では、順次広げていきたいと考えております。

○小澤委員

どうしても予算が相当かかる1つでしょうから、順次進めていただければと思います。

それと、先ほどマンホール蓋の交換があるということでありましたけども、八街の市内、特に中央の地区ですと、ピーちゃんナッチャんのマンホール蓋にしていらっしゃるかと思うんですけど、あのマンホールの蓋のデザインとかというのは、何か市から要望できたりだとか、計画的に八街市内は全部ピーちゃんナッチャんにしようみたいな、そういったのはできるのでしょうか。

○中村下水道課長

マンホールの鉄蓋に関しましては、八街市型というのを定めていまして、ちょっと年度は忘れてしまいましたが、一番最初にスタートしたのが自主企画型の形をした幾何学模様のような、そういったものからスタートしたんですけども、ピーちゃんナッチャんというキャラクターができてきましたので、その中で八街市型にピーちゃんナッチャん採用しておりまして、今現在、日時の交通量が3千台以下ぐらいの国県道以外の市道にはピーちゃんナッチャんの蓋が付いております。国県道と1級市道ぐらいの交通量の多いところにつきましては、滑り止めの、もう少しピーちゃんナッチャんの方は滑り止めに関しては数値が低いものですから、国県道に関しては滑り止めの摩擦係数の高いものを採用しております。

○石井委員長

小澤孝延委員、よろしいでしょうか。

○小澤委員

はい。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。

経済建設常任委員の皆様、質問をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

それでは、質疑がなければ、経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。

委員外委員の皆様、お願いします。

○京増委員

それでは、意見書64ページ、下水道会計の有収率についてお伺いします。

有収率、令和2年度81.4パーセントということで、2.7パーセントの減少ということなんです、この原因についてお伺いします。

○石井委員長

令和2年度八街市決算審査意見書の64ページでよろしいですか。

○京増委員

はい。

○中村下水道課長

有収率が下がった原因というのは、これは有収水量ということで、市の方で検針をしたりとか、そういった形で出てきている水量に対しまして、総処理水量というのがあるんですが、こちらに関しましては、印旛沼の流域下水道に加入している中で処理場に到達している汚水、これが加盟している自治体で流量割で換算されておりまして、その数字が下がっているという形になるわけですが、今回に関しましては、台風とかの雨量が多かったり、そういった不明水が多かったりすると、有収率というのは下がってきますので、直接、八街市の方といたしましては、令和元年度から令和2年度に関する検針した水量に関しては、そんなに変わっていないということでございます。

○京増委員

それで安心をいたしました。

それと、同じ意見書の67ページなんです、特例的収入及び支出ということで、これは公営企業に適用される以前の不納欠損額、収入未済額について額が書いてあります。お聞きしたいのは、不納欠損額、そして収入未済額の世帯数をお願いいたします。

○中村下水道課長

下水道使用料の不納欠損につきましては、平成27年度調定分が不納欠損ということになるわけですが、こちらが201件でございます。

○京増委員

収入未済額は。

○中村下水道課長

収入未済額につきましては、全体で6千315件、3千398万9千770円ということでございます。

○京増委員

その後も不納欠損は、今、令和2年度は不納欠損は出ているのでしょうか。

○中村下水道課長

先ほど申しあげました不納欠損の件数が令和2年度の不納欠損で、時効は5年になりますので、平成27年度からということでございます。

○京増委員

からの、分かりました。

その場合に不納欠損になった方たちの利用なんですけれど、利用料を払えないというときに、その方たちについて、対応はどうなっているのか、お伺いします。

○中村下水道課長

支払いに当たって支払いが難しい方というのは、分納とか、そういった形で最初はやり取りするわけですが、それでも苦しいという方は、結局は弁済できなくて期限が切れてしまって、滞納整理等もございますが、それをできない状態で不納欠損になると、という方が不納欠損ということになります。

○京増委員

その方たちがその後の利用がちゃんとできているのかどうかと伺いたかったんです。

○石井委員長

最後、答弁。

○中村下水道課長

その方々は、公共下水道は止めることができませんので、それは利用できます。

石井委員長

ほかに経済建設常任委員以外の質疑を許します。

経済建設常任委員以外の質疑はございますか。

○木内委員

決算書の方の12ページなんですけども、建物の減価償却累計なんですけども、主な建物の減価償却率を教えてくださいませんか。

○石井委員長

木内委員、すみません、機械及び装置、もしくは車輛運搬具、どちらの減価償却率。

○木内委員

構築物です。構築物については、耐用年数とその比率によって減価償却年数等でこの金額が出てきたと思うんですけども、耐用年数及び比率について教えていただきたいんですけども。

○中村下水道課長

八街市の下水道に関しては建物を持ってごさいませんので、主な構築物として管渠になるわけですが、これが耐用年数50年、比率が0.02パーセントでございませう。

○木内委員

管渠ということで確認させていただきました。ありがとうございます。

この決算書の方の12ページにある減価償却累計とキャッシュフローにある減価償却の比なんですけども、これが微妙に足した数と違うんですけども、この違いについて、どういふふうに違うのか教えていただけますか。

25ページのキャッシュフローの方が、約100万円ちょっと減価償却累計と異なっているんですけども、その差異は何なのか教えていただけますか。

○中村下水道課長

ちょっと、今、計算しておりますので、後ほどお答えいたします。

細かな数字が出てこないんですけど、この差は無形固定資産が含まれているので、この差が出てくると思うんですけども、無形固定資産というのは、流域下水道の負担金分がそこに加算されている。

○木内委員

負担金が減価償却にあたるという話は初めて聞いたんですけども、どうして負担金が減価償却にあたるんでしょうか。その辺、教えていただけますか。

○中村下水道課長

印旛沼流域下水道に加入しているということで、八街幹線を使用させていただいておりますので、施設利用権を計上しているということになります。

○木内委員

それは施設利用権であって減価償却じゃありませんよね。それを何で減価償却のキャッシュフローには入れて、累計の方に入っていないのか、僕には理解できないんですけども、もう少し説明していただけますか。

○中村下水道課長

流域下水道に加入している中で、汚水を処理していただいている部分に関しましては、維持管理負担金というのをお支払いしておりますが、施設利用権につきましては、35年の耐用年数ということで、八街独自の八街幹線というものを作っていただいておりますので、その部分に関して計上しているものでございませう。

○木内委員

もし、そうであれば、構築物とか、そういったところにまず減価償却の本になる金額を入れて、減価償却費の方に計上すべきだと思うんですけども、こちらの構築物に入っていないということであれば、単なる利用権であって、それは減価償却費にはあたらないと思うんですけども、それを構築物に入れなかった理由というのは何でしょうか。

○中村下水道課長

あくまで施設利用権、権利ということで、八街市が持っている施設ではないので、そこに關

してということなのですが。

○木内委員

すみません。権利というのは、減価償却には入らないですよ、どう考えても。じゃあ、僕たちが債権を持っているのを減価償却に入れるかといったら入れないわけですよ。だから、もともとある建築物だとか、ほかのものに関して、これは幾らかかっています、減価償却が幾らです、耐用年数は何年ですとやるわけじゃないですか。権利に対して減価償却費が発生するなんていうのは、僕の中では納得できません。

そういった答えであれば、ここでやめますけども、もう少し分かりやすいような形で説明していただければと思います。

○中村下水道課長

地上権にあたっては、公営企業法で決まっております、今回の施設利用権については、正直、そんなに詳しくは調べてはいませんが、ほかの市町村はみんなこれが入っていますので、同じようにやらせていただきました。

○木内委員

企業会計方式を取るよということによって指示があって、多分、企業会計方式と若干違うところがあるのかもしれないですけども、企業会計の中では、そういった資産に入っていない権利のものに対する減価償却というのはありませんので、普通はあり得ない金額なので、その辺、他市とも調整していただければと思いますので、質問を終わります。

○石井委員長

木内委員、この質問に対しては答弁保留でよろしいでしょうか。

担当課長、お調べいただいて、今日は難しければ、後日でも、ご答弁を決算期間中にお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

ほかに委員外委員の質疑を続けさせていただきます。

経済建設常任委員以外の質疑を許します。

○新見委員

決算書19ページ、決算及び事業報告、ちょっと教えていただきたいんですが、19ページのウの下水道事業受益者負担金、八街負担区、こちらは1平方メートル当たり440円、あとは610円になっているんですが、これはなぜここだけ440円。

○中村下水道課長

八街負担区の土地の1平方メートル当たり440円というのは、八街市の下水道が始まったときの一番最初の事業認可を取得した場所でございます、それに関して、その部分の長期化とか、そういったものもあろうかと思いますが、そのときの工事の幹線とか枝線をやる部分に関して、工事費の一部が含まれているわけなんですけども、この制度自体が下水道を入れることによって土地の価値が上がるということで、平米数で皆さんに負担していただくという制度なんですけども、その当時に作った価格を割り戻したときに、この単価であったということと、それから拡大して、これは毎回見直しておりますが、事業認可を拡大していくごとに負担区が第2、第3、第4と増えていくわけなんですけども、これに関して計算したときに、

今度はだんだん物価が高くなっていくわけですが、これがだんだん外へ行くということになりますと、上流になりますので、管渠を整備する単価が安くなってまいりますので、結果的にこのぐらいの値段になっているというのが現状でございます。

○新見委員

2負担区から6負担区、これは時間差がありますよね、随分。それでも同じ金額、どのぐらいの時間差があったんでしょうね。

○中村下水道課長

事業認可の拡大が概ね5年に一度、もしくはタイミングによって3年に一度ぐらいに拡大している部分がございますが、そのぐらいの時間軸というか、そのぐらいの空きはございます。3年から5年ぐらいの間で拡大しているものです。

○新見委員

3年から5年、2から3負担区に行くのに3年から5年、3から4に行くのに3年から5年という理解でよろしいですか。

○中村下水道課長

ちょっとここでは資料がないのであれなんですけど、第2負担区から第3負担区が3年から5年というよりは、どこかで3年目で負担区として認可の取得を拡大した部分がありますけども、通常ですと、5年に一遍拡大していくという形になりますので、何負担区と何負担区の間が何年かというところまでは、今、資料がなくて申し訳ございません。

○石井委員長

新見委員、よろしいでしょうか。

○新見委員

はい。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員以外の質疑を許します。

委員外委員の質疑はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

続いて、これより、議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての審査を行います。審査順7番でございます。

最初に、経済建設常任委員の質疑を許します。

経済建設常任委員の皆様、挙手の上、発言をお願いいたします。

水道事業会計でございます。よろしくお願いいたします。

○小澤委員

それでは、何点か伺います。

まずは決算審査意見書88ページにありますけども、漏水工事が5件減少して83件であったと。83件でありましたが、漏水修繕費は増加したということではありますが、この辺

りをもう少し詳しくご説明をいただけると。

○古西水道課長

昨年度なんですけども、場内の大きい太い管が漏水を行いまして、それに伴う費用が増えたものでございます。

以上です。

○小澤委員

ありがとうございます。大分、じゃあ、影響が大きかったということでしょうかね。ありがとうございます。

毎回のご質問で大変恐縮ですが、令和2年度の水道管の更新工事の箇所と総延長距離、どれぐらいの区間を整備されたのか、お伺いいたします。

○古西水道課長

決算及び事業報告書15ページにも書いてありますが、更新工事に関しましては、1か所、文違02R-1という3番目の工事になります。延長は205メートルを更新したところでございます。それ以外には行っておりません。

以上です。

○小澤委員

水道管には耐用年数がございまして、耐用年数を考慮した上で更新工事を進めていくとなると、年間どれぐらいの管を更新していかなければならないということがあろうかと思いますが、この205メートル、こういったペースでの更新工事で八街市の水道事業、安全・安心な水の供給が保っていけるのかどうか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○古西水道課長

申し訳ないんですけども、基本計画等に関しましては、3キロ程度というふううたっているんですが、現状としては2キロ、しかし、最近施設の老朽化等がありまして、こちらの方の修繕を優先的に行わなければならないと思われまして、このような結果になったと思います。総務委員会のお話しましたが、その部分も検討しながら、今後進めなければいけないというふううに水道課では考えております。

以上です。

○小澤委員

今後の課題として、意見書の中の89ページにもありますが、老朽化による更新工事に伴う経費の増大であるとか、または八ッ場ダム完成により、暫定井戸の廃止、財源の確保が大きな焦点ということとなっておりますが、その辺りの見通しというか、これはどのような感覚でお持ちでしょうか。

○古西水道課長

先ほど申しましたけども、管路とか施設の更新に伴いましては考えてございますが、それ以外に最後にお話がありました受水池の水道の原水というんですか、飲み水の元になる受水に関しましては、八ッ場ダム、今後、霞ヶ浦導水とかというものが入りますと、今まで使っていた井戸、地下水が使えなくなる可能性もあると、今、県の方との調整を取っておりますが、

現段階としては、地下水の量を減らさなければならないということになりますので、それに伴っての費用が当然かかってくるのが想像できます。今後、県の方とも十分協議をしながら、その水量について十分検討してまいりたいと考えております。

○小澤委員

ぜひ、整備を進めていただければと思いますが、計画では年に3キロ程度整備していかなければならないという計画を立ててしまったら、それを達成していかなければならなくなってしまいますので、その辺りを優先すべき事項を踏まえて、最終的には計画となってしまうんでしょうけども、達成可能な計画の下、実行していかなければ、多分、毎年毎年絵に描いたもちで、事業がうまく機能していかなくなってしまう可能性が十分考えられますので、ぜひ、その辺りを含めてご検討いただければと思います。

以上です。

○石井委員長

ほかに経済建設常任委員の質疑を許します。

経済建設常任委員の皆様、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員の質疑を終了いたします。

次に、経済建設常任委員以外の質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで経済建設常任委員以外の質疑を終了いたします。

以上で経済建設常任委員会所管事項の審査を終了いたします。

お諮りいたします。本日第2日目、経済建設常任委員会に対する所管する事項の質疑はこれで終了いたしました。

○中村下水道課長

申し訳ございません。

先ほどの木内委員の関係なんですけど、地方公営企業法の施行規則の中に別表でうたっている部分がございますし、公営企業の経理の手引というのも、今、持ってまいりましたが、無形固定資産の中に施設利用権は含んでよいということがございまして、それに準じてやらせていただいているところでございます。

○石井委員長

この答弁に対して、木内文雄委員。

○木内委員

無形の文化財についても、でしたら資産の方に計上して、その額を明確にして、減価償却費として、権利であれば権利でもいいんですけども、明確にすべきだと思うんです。じゃないと、資産の方のフローとキャッシュフローの金額が合わないということは、これはおかしいんですよ、会計上。だから、そっちは両方合わせるように、きちんと計上して減価償却とし

て入れるというふうに検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。1点だけ。

○中村下水道課長

一応、国の定めた様式、貸借対照表の中に無形固定資産の書き方というところがあるんですけども、そこに分けて書くようになっていない部分がございます。今回、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○木内委員

今後は、キャッシュフローと貸方借方が合わないということは基本的におかしいことなので、分けて書かなくていいということであっても、できれば、金額は分かっているわけですから、乗っけていただければと思いますので、来年度から、ぜひ検討をお願いします。

○中村下水道課長

後の方に参考資料として、来年度以降、添付するようにさせていただきたいと思います。

○石井委員長

そのように善処して対応していただけるように、よろしく願いいたします。

木内文雄委員、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。これで本日の会議は終了したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

ご異議なしと認めます。

28日は午前9時より、引き続き特別委員会を開催し、文教福祉常任委員会の所管事項の審査を行います。

本日はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時31分)